

国東市民の「生きる」を支える

第2期国東市自殺対策計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

国東市

はじめに



我が国の自殺者数は、平成 15 年には、昭和 53 年の統計開始以来最多の 3 万 4,427 人となり、その後は 3 万人台で推移した後、平成 22 年に減少に転じました。しかし、令和 2 年には 11 年ぶりに増加に転じ 2 万 1,081 人となりました。令和 3 年には前年より減少したものの、過去最小となった令和元年よりは多くなっています。

このような状況の中、令和 4 年 10 月、国の今後 5 年間の取組みの指針となる「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この中では、コロナ禍の動向を踏まえた取組みを推進していくこと等が明記されています。

本市では、平成 31 年 3 月に第 1 期となる「国東市民の『生きる』を支える国東市自殺対策計画」を策定し、関係機関・団体と連携し、自殺対策に取り組んでまいりました。

この度、第 1 期計画の計画期間が令和 5 年 3 月に終了することから、自殺の現状や市民アンケート結果、国や県の方針を踏まえ、第 2 期国東市自殺対策計画を策定しました。

令和 3 年の本市の自殺死亡率は 7.4 であり、国や県を下回っていますが、自殺者数は依然として 0 ではありません。引き続き、自殺対策を推進していく必要があります。

自殺は、健康問題、家庭問題、経済問題等、様々な要因が複合的に連鎖する中で起き、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題とされています。

本市におきましても、予防可能な取組みとして自殺対策を位置づけ、本計画に基づき、保健・福祉・医療分野の各計画と連携を図りながら、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない「生きる」を支える安心のまちづくりを基本理念に掲げ、取組みを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました国東市自殺対策計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

国東市長 松井 督治

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

| | |
|-------------|---|
| 1. 背景及び目的 | 2 |
| 2. 計画の位置づけ | 5 |
| 3. 基本的事項の整理 | 7 |

第2章 国東市における自殺の現状と課題

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 国東市の現状 | 10 |
| 2. 「こころの健康に関するアンケート」調査結果の概要 | 17 |
| 3. メンタルヘルスチェック「こころの体温計」 | 23 |
| 4. 第1期自殺対策計画の取組みと評価 | 25 |
| 5. 自殺に関するまとめ | 27 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------|----|
| 1. 基本理念 | 34 |
| 2. 基本認識 | 35 |
| 3. 基本方針 | 36 |
| 4. 施策の体系 | 39 |

第4章 生きるを支える自殺対策における具体的な取組み

| | |
|----------------|----|
| I. 基本施策 | 42 |
| II. 重点施策 | 57 |
| III. 生きる支援関連施策 | 64 |
| IV. 評価指標 | 74 |

第5章 自殺対策の推進体制

| | |
|-------------------|----|
| 1. 自殺対策の推進体制と進行管理 | 76 |
|-------------------|----|

資料編

| | |
|--------------|----|
| 1. 策定委員会設置要綱 | 80 |
| 2. 策定委員会委員名簿 | 82 |
| 3. 検討部会委員名簿 | 83 |
| 4. 策定の経過 | 84 |

第1章 計画策定の趣旨等

1. 背景及び目的

2. 計画の位置づけ

3. 基本的事項の整理

(1) 計画の期間

(2) 計画の数値目標

(3) 自殺実態の分析にあたっての考え方・使用資料

1. 背景及び目的

(1) これまでの経過等

全国の年間自殺者数は、平成10年に急増して以来、14年連続して3万人を超えるという深刻な状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあり、令和3年で約2万1千人まで減少しています。

また、本市においては、人口10万人あたりの自殺死亡率は、平成25年の31.9をピークに、平成30年には7.0まで減少しましたが、令和元年には14.2と増加に転じ、令和2年以降は減少の途をたどっています。

本市では、平成31年3月に「国東市民の『生きる』を支える国東市自殺対策計画」を策定し、各関係機関や関係部署とのネットワーク強化や市民に対する普及啓発に取り組んできました。

このような中、自殺対策を更に強化し、加速させるため、令和4年10月に国は「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定しました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組みに加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

本市では、現計画(以下第1期計画)の計画期間が終了することから、これまでの実施から見えた課題を検討部会及び策定委員会で審議し、国の新たな対策や令和4年9月に実施した「国東市こころの健康に関するアンケート」の調査結果から見えた課題や対策等を鑑み、本年度、第2期国東市自殺対策計画を策定することとなりました。

(2) 国の自殺総合対策大綱の概要

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされております。

平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組みに加え、

- ・ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・ 女性に対する支援の強化
- ・ 地域自殺対策の取組強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

1) 自殺総合対策大綱の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・ SDGsの達成に向けた自殺対策の政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・ こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
 - ・ 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - ・ 事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
 - ・ 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・ 地域の支援機関のネットワーク化を推進し、必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)
 - ・ 自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

2) 自殺総合対策大綱における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)

3) 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとします。

（旧大綱の数値目標を継続）

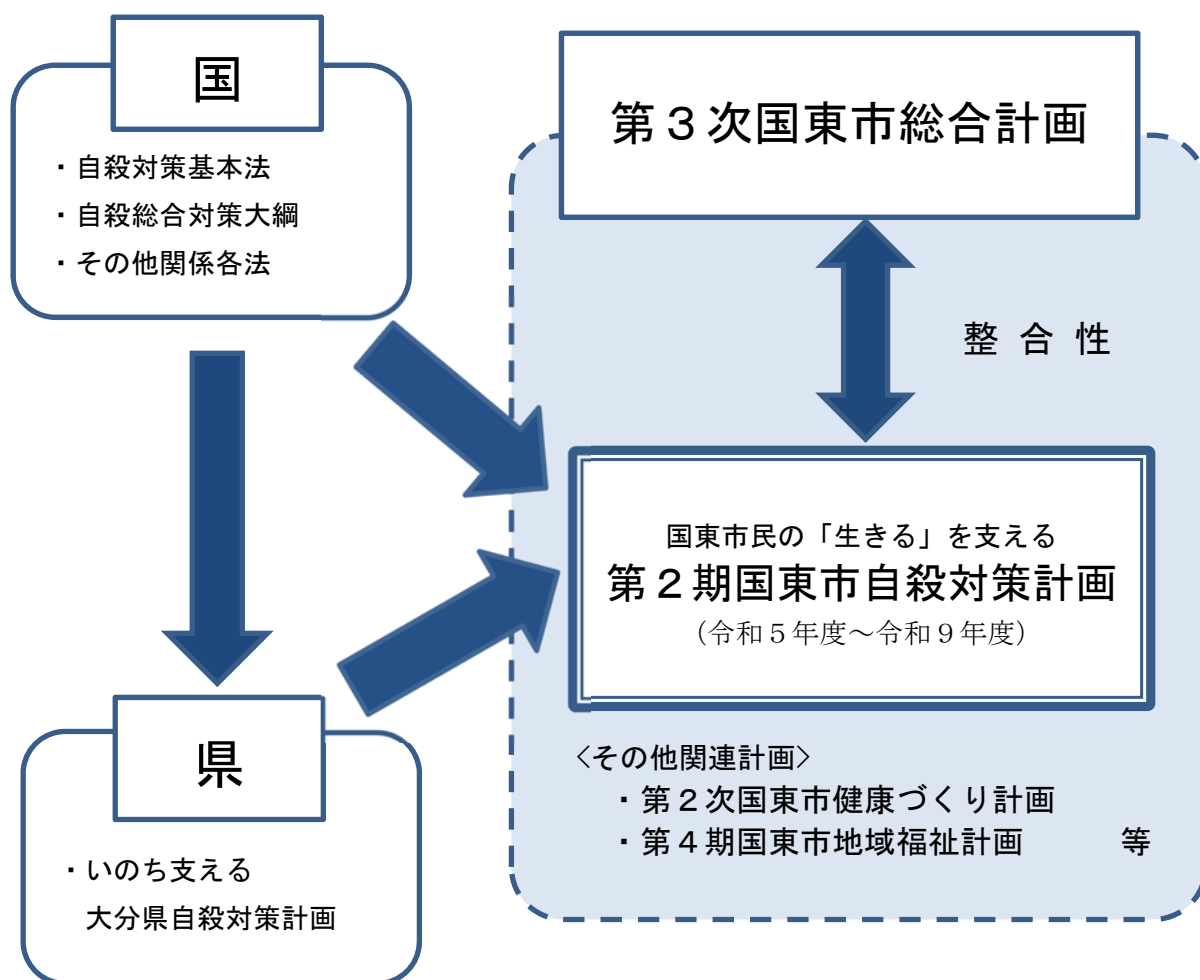
平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0 以下

※令和2年：16.4

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、国の自殺総合対策大綱や、大分県自殺対策計画の趣旨を踏まえつつ、本市の状況に応じた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、市の総合計画をはじめとする各種計画との整合を図るため、検討部会を開催し、庁内連携を取りながら策定しました。



【SDGsによる取組み】

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

本計画においても、すべての関係者の役割を重視し、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざした取組みが求められます。

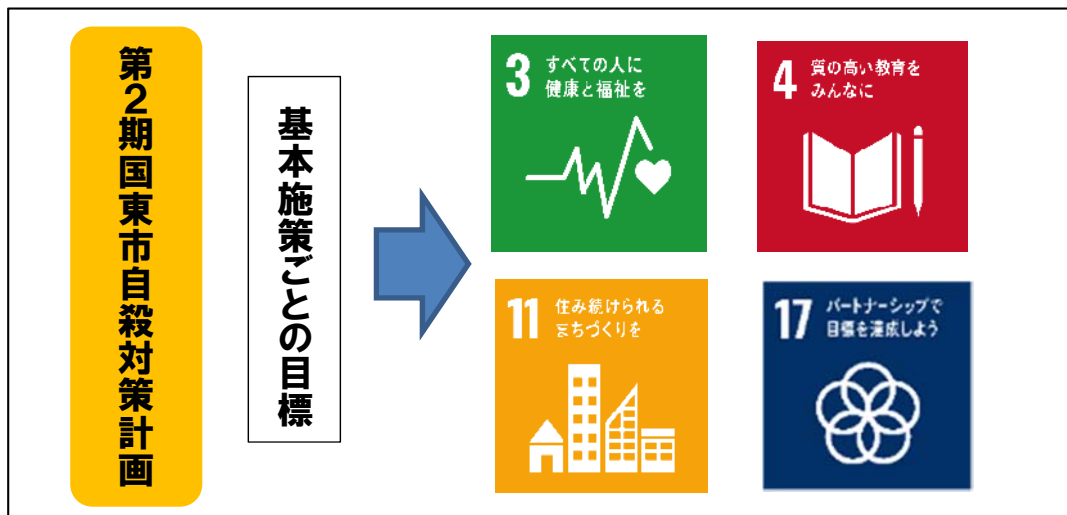
本市の総合計画においては、SDGsの目標に向けて取り組むこととしています。

本計画においても同様に、基本施策ごとにSDGsの目標を関連づけ、計画の推進を通じて、SDGsの目標達成に向けて、取り組むこととします。



SDGsの目標

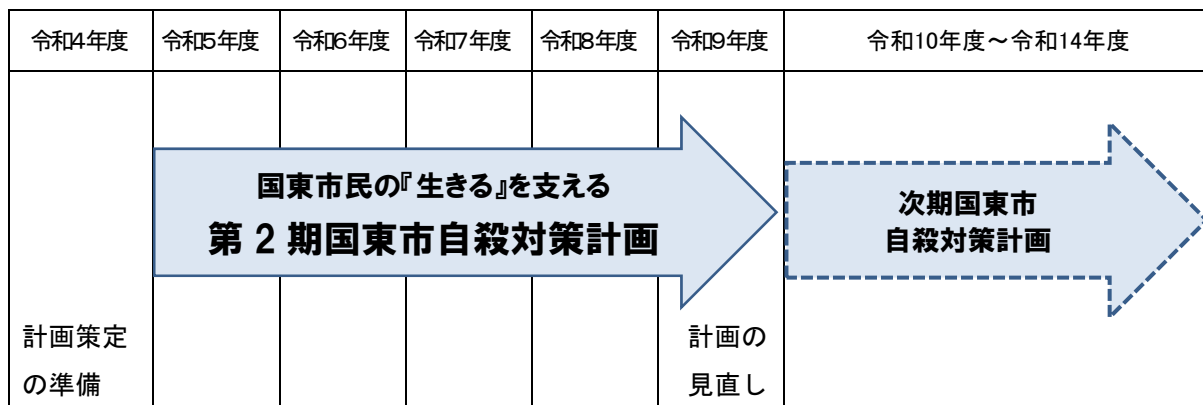
- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |



3. 基本的事項の整理

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、本計画推進の過程において、自殺総合対策大綱が見直された場合など、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。



(2) 計画の数値目標

国は自殺総合対策大綱において、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

大分県においては、令和8年までに自殺死亡率を13.0まで減少させるとしています。

本市においては、令和2年の自殺死亡率は、7.4となっており、目標値を大きく下回っています。直近5年間の平均は、12.0であることから、令和8年（令和4年～令和8年平均）の目標は、12.0以下とします。

| 数値目標 | | 現 状 | 目 標(令和8年) |
|-------------------------|-------|------------------------|--------------------------|
| 人口10万人 当たりの自殺 死亡率 | 国 東 市 | 12.0 (平成29年～令和3年平均) | 12.0 以下 (令和4年～令和8年平均) |
| | 大 分 県 | 16.9 (平成28年) | 13.0 |
| | 国 | 18.5 (平成27年) | 13.0 以下 |

(3) 自殺実態の分析にあたっての考え方・使用資料

本計画の自殺の統計資料は、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」に基づき、内閣府自殺対策推進室が作成した資料を使用しています。

各統計資料は、下記のとおり捉え方に違いがあります。

また、本計画では他の参考資料として、国が指定する法人であるいのち支える自殺対策推進センターが、全国自治体の地域自殺対策計画の策定を支援するための参考資料として作成した「地域自殺実態プロフィール」を使用しています。

<厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い>

| | 人口動態統計(厚生労働省) | 警察庁 自殺統計 (内閣府「地域における自殺の基礎資料」) |
|----------------|--|---------------------------------------|
| 対象者 | 日本における日本人 | 日本における外国人を含む総人口 |
| 調査時点 | 住所地を基に死亡時点で計上 | 発見地を基に自殺死体発見時点 (正確には認知)で計上 |
| 事務手続上(訂正報告)の差異 | 自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は、自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。 | 捜査等により、自殺であると判断した時点で、自殺統計原案を作成して計上する。 |

※地域自殺実態プロフィールとは・・・・・・・・

いのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)が事業を継承した自殺総合対策推進センターでは、2017年より毎年、「地域自殺実態プロフィール」を作成し、すべての都道府県・政令指定都市、市町村に提供してきました(地域自殺実態プロフィールは、一般には公開していません)。2020年からは、JSCPがその業務を引き継いでいます。「地域自殺実態プロフィール」には以下の情報が含まれています。

- 地域の自殺者の特徴
- 属性(男女、年齢、同居人の有無、雇用状況、自殺未遂歴など)別の自殺者数
- 学生・生徒等の自殺者数
- 自殺の手段別の自殺者数
- 地域の事業所数、従業者数
- 住民の悩みやストレスの状況、こころの状態 など

※地域自殺対策総合政策パッケージとは・・・・・・・・

都道府県および市区町村における地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群について、その具体的な取り組み事例と合わせて提示することにより、地域自殺対策計画の円滑な策定を支援するものです。この地域自殺政策パッケージを踏まえ、地域自殺対策計画を作成することとされています。

第2章 国東市における自殺の現状と課題

1. 国東市の現状

(1) 統計データからみる本市の現状

- ①主要死因別からみる自殺の死亡割合
- ②自殺死亡率の推移
- ③市町村別自殺死亡率
- ④標準化死亡比 (SMR)
- ⑤男女別の割合
- ⑥年代別の割合
- ⑦職業別の割合
- ⑧原因・動機別の割合
- ⑨自殺未遂の割合

(2) 国東市地域自殺実態プロフィール

- 2. 「こころの健康に関するアンケート」調査結果の概要
- 3. メンタルヘルスチェック「こころの体温計」
- 4. 第1期自殺対策計画の取組みと評価
- 5. 自殺に関するまとめ

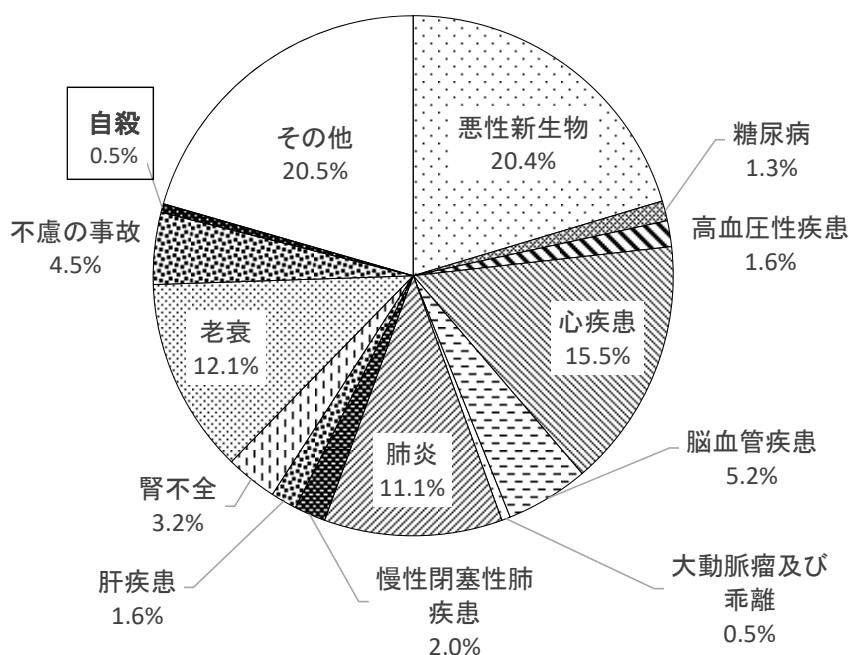
1. 国東市の現状

(1) 統計データからみる本市の現状

①主要死因別からみる自殺の死亡割合

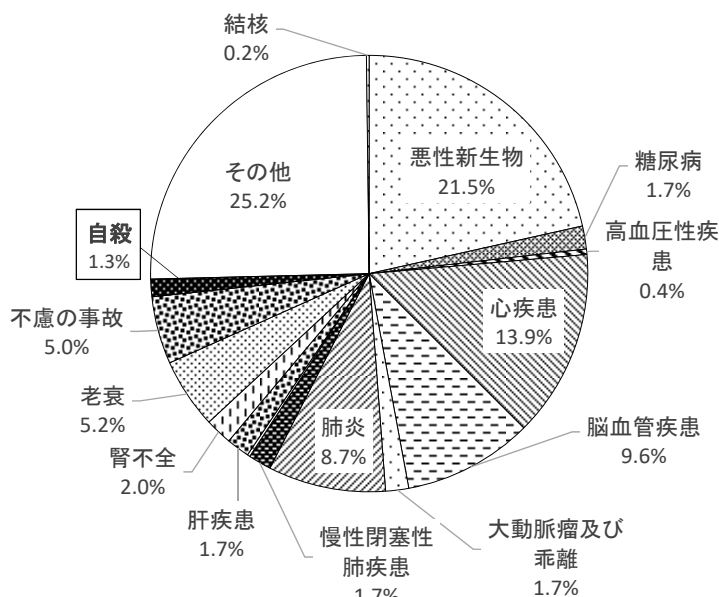
本市の令和3年における「自殺」の死亡割合は、全体の0.5%となっています。
平成28年の1.3%から0.8ポイント減少しています。

令和3年 主要死因別死亡割合（国東市）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

<参考 平成28年主要死因別死亡割合（国東市）>

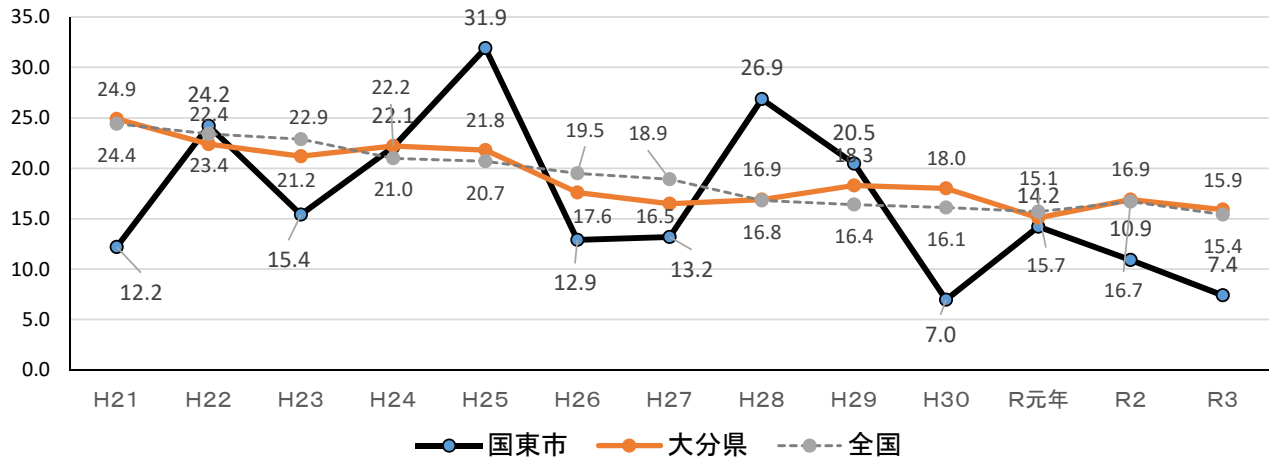


出典：厚生労働省「人口動態統計」

②自殺死亡率の推移

令和3年の本市の人口10万人あたりの自殺死亡率は、7.4となっています。平成30年に7.0と過去最低の自殺死亡率まで減少しましたが、令和元年に14.2まで上昇し、それ以降減少の途をたどっています。

令和3年は、全国が15.4、大分県が15.9となっており、本市の自殺死亡率はかなり低くなっています。

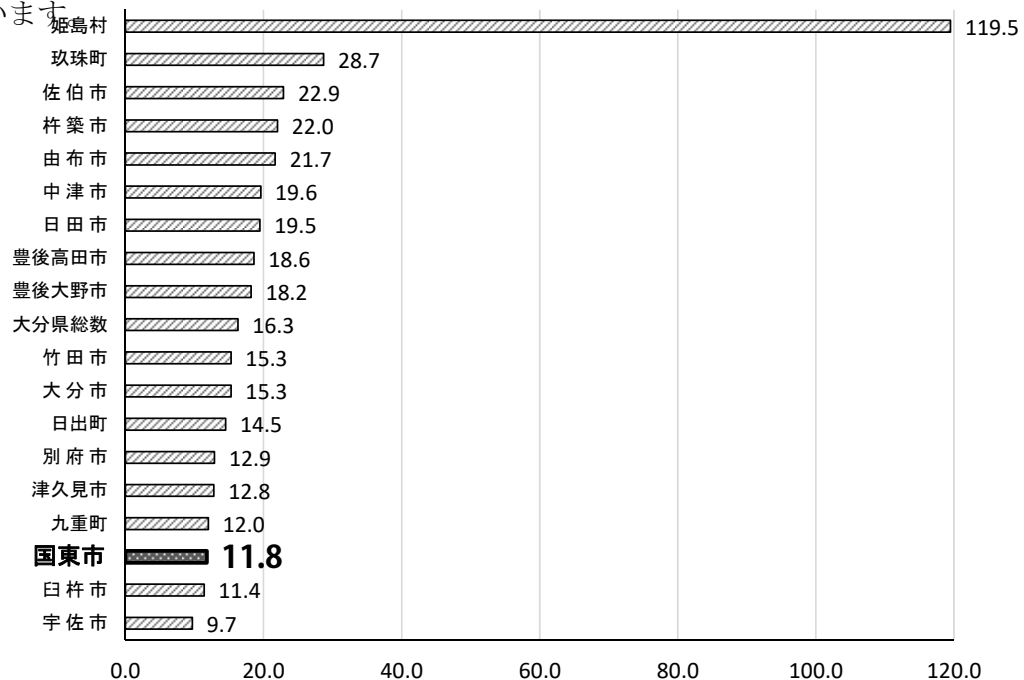


| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国東市 | 12.2 | 24.2 | 15.4 | 22.1 | 31.9 | 12.9 | 13.2 | 26.9 | 20.5 | 7.0 | 14.2 | 10.9 | 7.4 |
| 大分県 | 24.9 | 22.4 | 21.2 | 22.2 | 21.8 | 17.6 | 16.5 | 16.9 | 18.3 | 18.0 | 15.1 | 16.9 | 15.9 |
| 全国 | 24.4 | 23.4 | 22.9 | 21.0 | 20.7 | 19.5 | 18.9 | 16.8 | 16.4 | 16.1 | 15.7 | 16.7 | 15.4 |

出典 内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③市町村別自殺死亡率

令和3年の大分県の市町村別自殺死亡率をみると、本市は11.8で、大分県総数の16.3を下回っています。



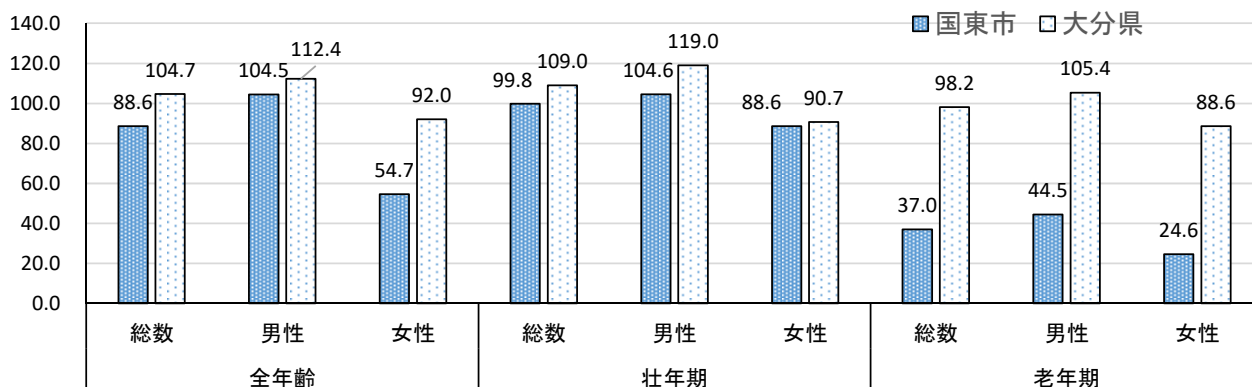
出典 大分県福祉保健企画課

④標準化死亡比(SMR)

標準化死亡比は、我が国の死亡率を対象地域に当てはめた場合の期待死亡数と実際の観察死亡数の比です。標準化死亡比が100より大きい場合は我が国の死亡率より高い、100より小さい場合は死亡率が低いと判断されます。

本市の標準化死亡比は、全年齢では、男性が104.5となっており、100を超えています。また、男性は市の中でも壮年期が高くなっています。

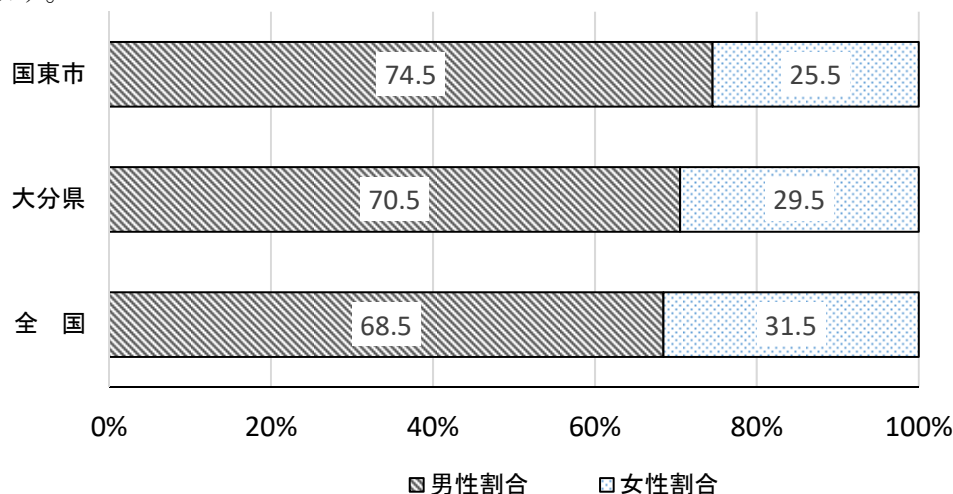
標準化死亡比（平成28年～令和2年平均）



出典 大分県福祉保健企画課

⑤男女別の割合

本市では、平成23年から令和3年までの11年間で、男性41人、女性14人が自殺で亡くなっています。男女比は、男性74.5%、女性25.5%となっており、男性が高くなっています。男性の割合は、大分県70.5%、全国が68.5%となっており、本市の男性の割合の高さが顕著となっています。

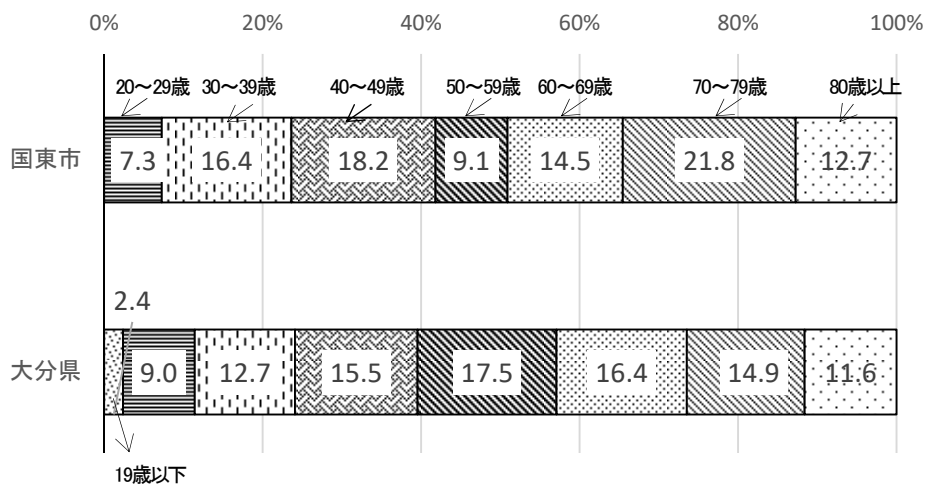


出典 内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑥年代別の割合

本市の平成23年から令和3年までの11年間の自殺者を年齢別にみると、70歳代が最も高く、21.8%を占めています。次に高いのは、40歳代の18.2%、3番目が30歳代の16.4%となっています。

大分県は、50歳代が最も高く17.5%となっています。

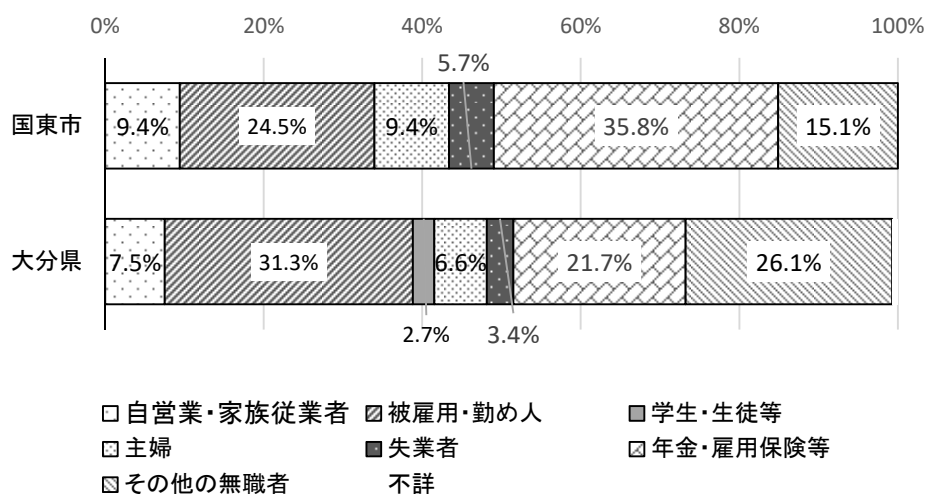


出典 内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑦職業別の割合

本市の平成23年から令和3年までの11年間の自殺者を職業別にみると、「年金・雇用保険等生活者」が最も高く、35.8%を占めています。次に高いのは、「被雇用・勤め人」の24.5%、3番目が「その他の無職者」の15.1%となっています。

大分県は、「被雇用・勤め人」が最も高く31.3%となっています。

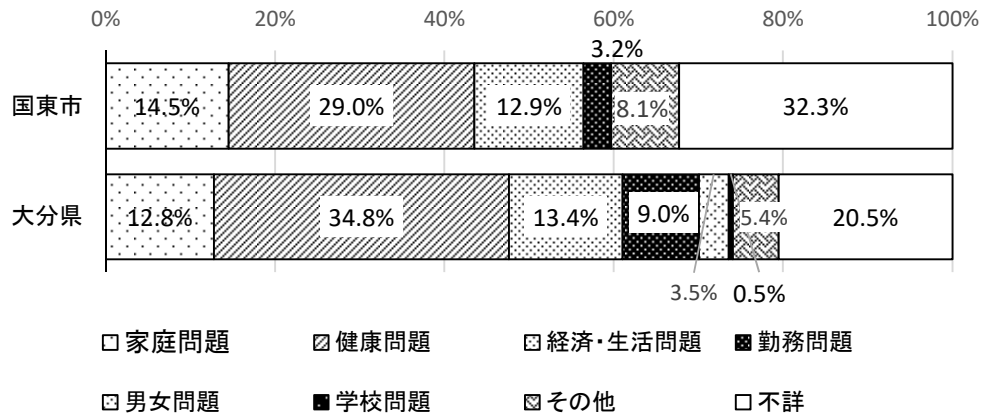


出典 内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑧原因・動機別の割合

本市の平成23年から令和3年までの11年間の自殺者を原因・動機別の割合をみると、「不詳」の次に高いのは、「健康問題」で、29.0%を占めています。次いで、「家庭問題」の14.5%となっています。

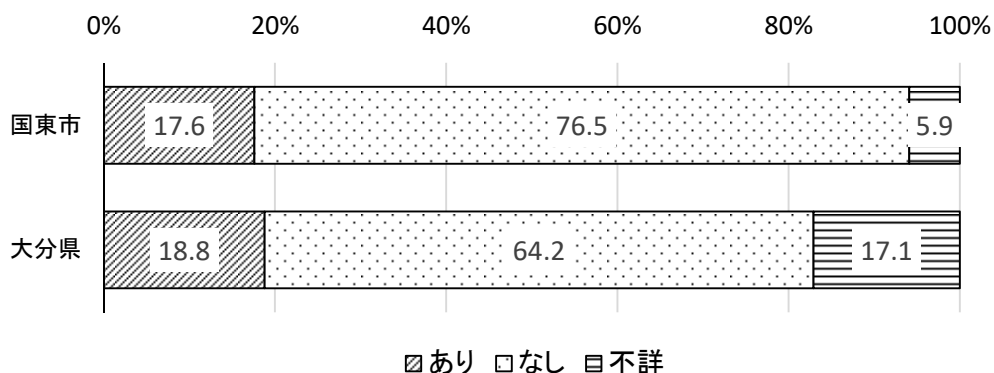
大分県は、「健康問題」が最も高く34.8%となっています。



出典 内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑨自殺未遂の割合

平成29年から令和3年の5年間で、自殺者の自殺未遂歴が「あり」の人の割合は、17.6%となっています。大分県と比べると未遂歴がある人の割合は、やや低くなっています。



出典 内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 国東市地域自殺実態プロフィール

① 地域自殺実態プロフィールとは

地域自殺実態プロフィールは、いのち支える自殺対策推進センター^{*}が国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）を独自に集計し地域の自殺の特徴をまとめた簡易レポートです。

② 国東市における高リスク対象群

(ア) 国東市における有職者の職業別自殺者数(平成 29 年～令和 3 年)

●有職者の職業別では、すべて「被雇用者・勤め人」となっています。

| 職業 | 自殺者数 | 割合 | 全国割合 |
|-----------|------|--------|-------|
| 自営業・家族従業者 | 0 | 0.0% | 17.5% |
| 被雇用者・勤め人 | 7 | 100.0% | 82.5% |
| 合計 | 7 | 100.0% | 100% |

出典 地域自殺実態プロフィール 2022

(イ) 地域の自殺の特徴(平成 29 年～令和 3 年)

●本市の平成 29 年～令和 3 年の自殺者数は 17 人（男性 12 人、女性 5 人）となっています。また、自殺者の特性で自殺者が最も多いは、「男性 60 歳以上無職同居」で 5 年間で 5 人となっています。背景にある主な自殺の危機経路は、「失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺」が考えられます。

自殺死亡率でみると、「男性 20～39 歳有職同居」が最も高くなっており、10 万人あたりの自殺死亡率は、51.6 となっています。この場合の背景にある主な自殺の危機経路は、「職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺」が考えられます。

| 自殺者の特性上位 5 区分 | 自殺者数 (5 年計) | 割合 | 自殺死亡率* (10 万対) | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|---------------------|----------------|-------|-------------------|--|
| 1 位: 男性 60 歳以上無職同居 | 5 | 29.4% | 36.3 | 失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺 |
| 2 位: 男性 20～39 歳有職同居 | 3 | 17.6% | 51.6 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 3 位: 女性 60 歳以上無職独居 | 3 | 17.6% | 42.3 | 死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 4 位: 男性 40～59 歳有職同居 | 2 | 11.8% | 17.7 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 5 位: 男性 40～59 歳有職独居 | 1 | 5.9% | 48.8 | 配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺 |

出典 地域自殺実態プロフィール 2022

※)いのち支える自殺対策推進センター P8 参照

- この属性情報から、推奨される重点項目として、本市の自殺者の年齢、家族形態、背景にある自殺の危機経路等を勘案し、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」の4項目があげられており、これらの項目について、重点的な対策が必要とされています。

参考表 1) ■生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路の例

| 生活状況 | | | 背景にある主な自殺の危機経路(例) | |
|------|---------|----|-------------------|--|
| 男性 | 20～39 歳 | 有職 | 同居 | 職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | ①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| | | 無職 | 同居 | ①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | ①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺 |
| | 40～59 歳 | 有職 | 同居 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | 配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺 |
| | | 無職 | 同居 | 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| | 60 歳以上 | 有職 | 同居 | ①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | 配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺 |
| | | 無職 | 同居 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| | | | 独居 | 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 女性 | 20～39 歳 | 有職 | 同居 | 離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | ① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺 |
| | | 無職 | 同居 | DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | ①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺 |
| | 40～59 歳 | 有職 | 同居 | 職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | 職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺 |
| | | 無職 | 同居 | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺 |
| | | | 独居 | 夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺 |
| | 60 歳以上 | 有職 | 同居 | 介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | 死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺 |
| | | 無職 | 同居 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| | | | 独居 | 死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |

・背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考にしている。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意。

2. 「こころの健康に関するアンケート」調査結果の概要

(1) 調査実施概要

1) 調査の目的

第2期国東市自殺対策計画を策定するにあたり、市民のこころの健康状況を把握するとともに、第1期計画の実施の効果や新たな課題等を抽出するために調査を実施しました。

2) 調査対象

- ① 市内に居住する20歳以上の市民1,300人（住民票から無作為抽出）
- ② 市内高校に通う高校生139人

3) 調査の方法及び期間

方法： ①郵便による発送及び回収
②学校への配布及び回収依頼

期間： 発送 令和4年9月

4) アンケートの回収状況

- ① 20歳以上の市民

| | |
|-------|--------|
| 発送 | 1,300人 |
| 有効回収数 | 537人 |
| 有効回収率 | 41.3% |

- ② 高校生

| | |
|--------|-------|
| 発送及び配布 | 139人 |
| 有効回収数 | 136人 |
| 有効回収率 | 97.8% |

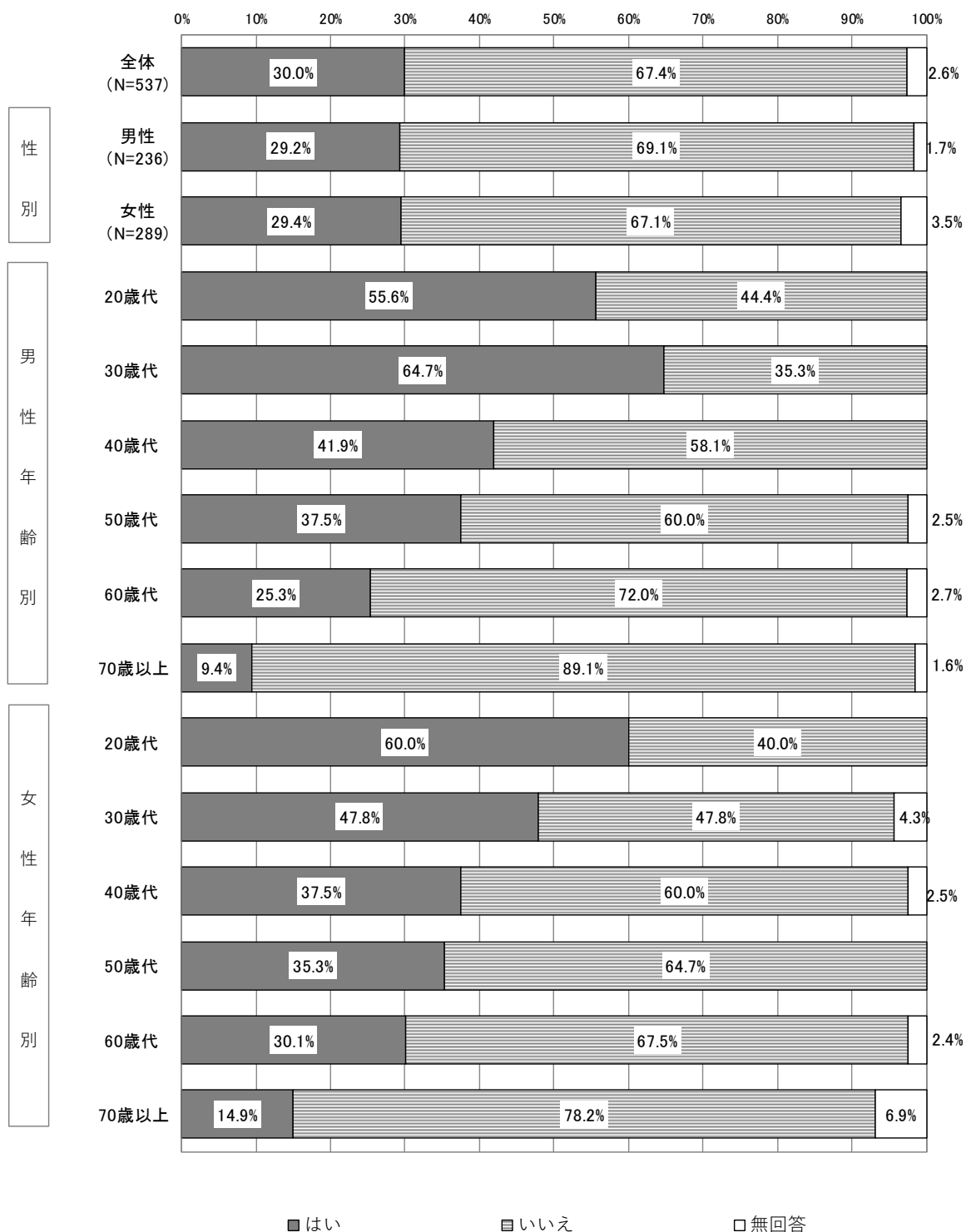
(2) 調査結果概要

～20歳以上の市民の結果～

① ストレスを感じている人の割合

ストレスを感じている人の割合は、全体の30.0%となっています。

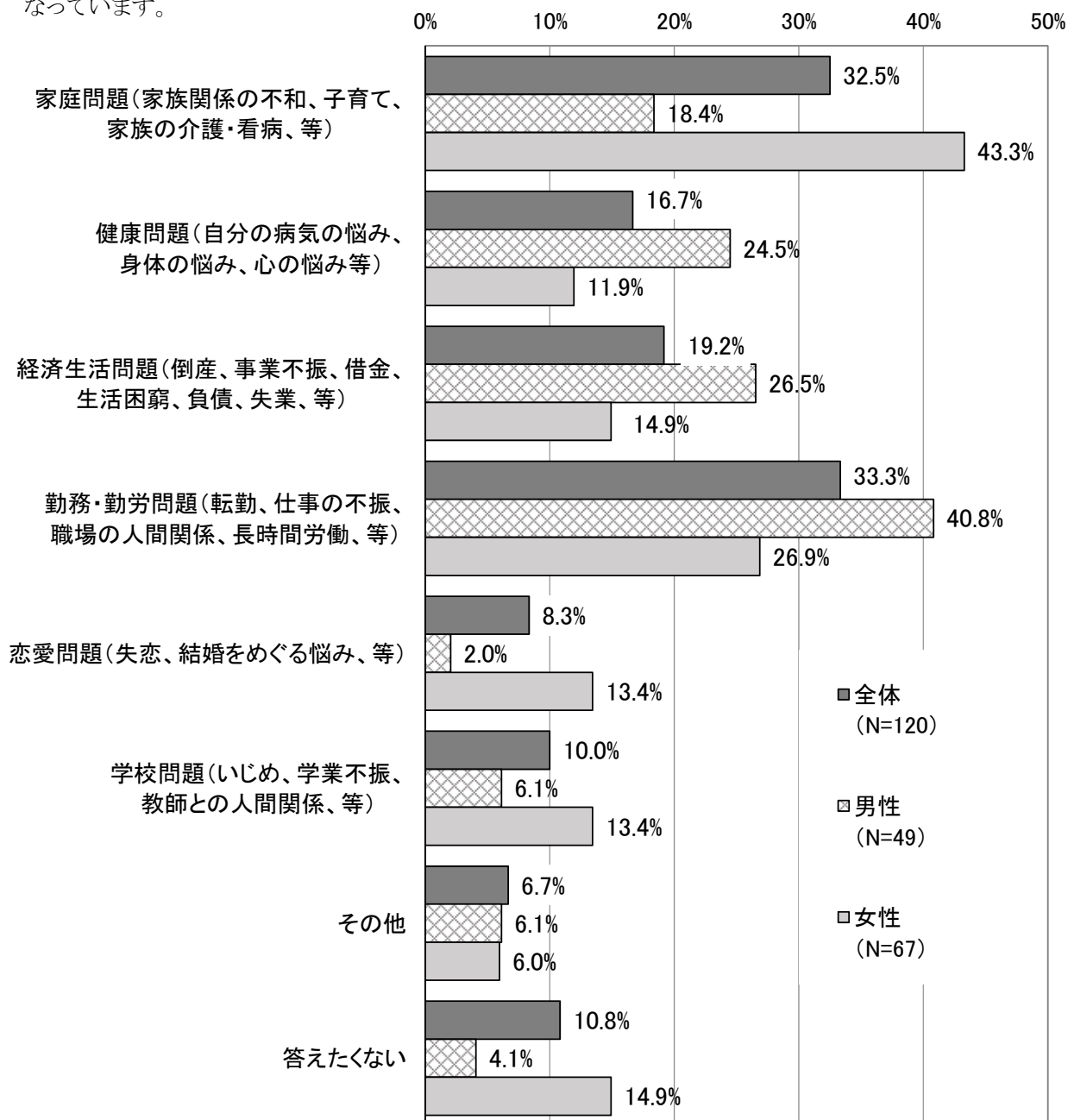
ストレスを感じている人が半数以上いるのは、「30歳代男性」(64.7%)、「20歳代女性」(60.0%)、「20歳代男性」(55.6%)となっています。



② 自殺したいと思った原因について

「これまで、自殺したいと思ったことがある」人は、22.3%となっています。そのなかで、自殺をしたいと思った具体的な原因についての回答で、最も多かったのは、「勤務・勤労問題」の33.3%、2番目が「家庭問題」の32.5%となっています。

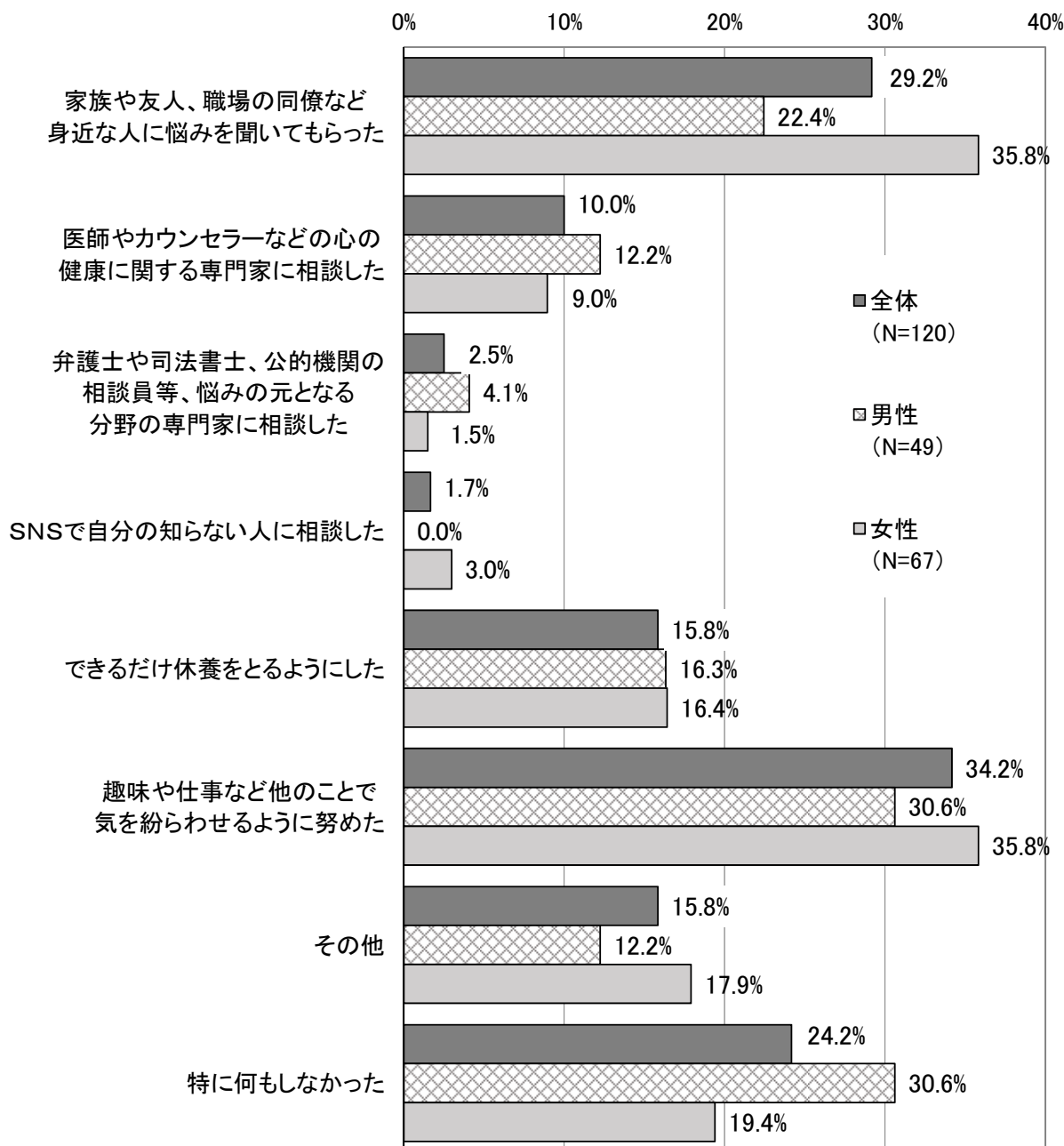
男女別にみると、男性は、「勤務・勤労問題」が最も高く、40.8%、女性は、「家庭問題」が最も高く43.3%となっています。



③ 自殺しようと思ったときの乗り越え方について

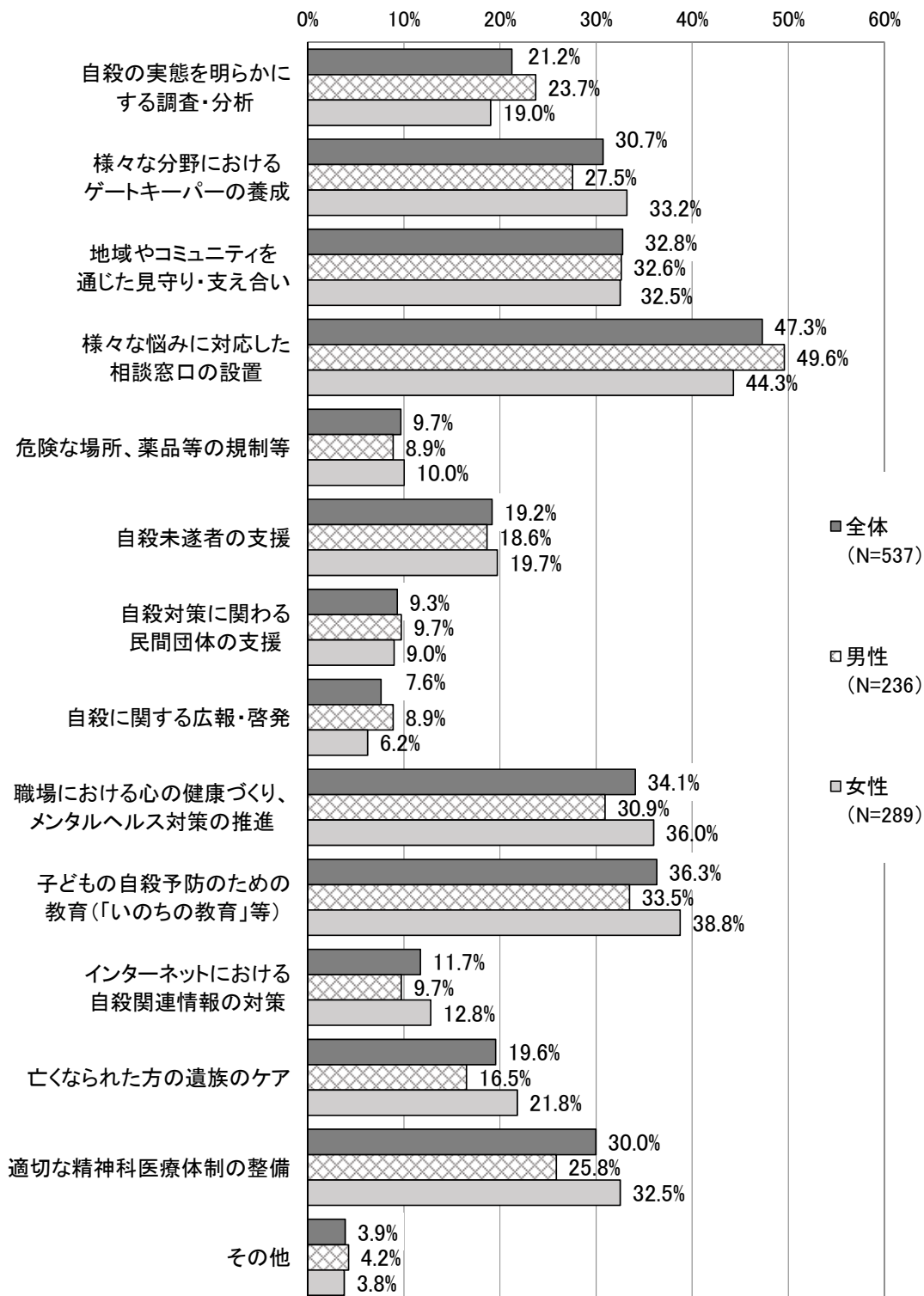
「自殺しようと思ったとき、その乗り越え方」で最も高かったのは、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」の34.2%となっています。女性は、「家族や友人職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が「趣味や仕事などで気を紛らわせるよう努めた」と同数で最も高くなっています。

一方、「医師やカウンセラーなどの心の健康に関する専門家に相談した」は10.0%、「弁護士や司法書士、公的機関の相談員等に相談した」については2.5%にとどまっています。



④ 期待される自殺対策について

「今後、期待される自殺対策について」で最も高かったのは、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」の47.3%となっています。これは、男女ともに最も高くなっています。2番目に高いのは、男女とも「子どもの自殺予防のための教育」となっています。

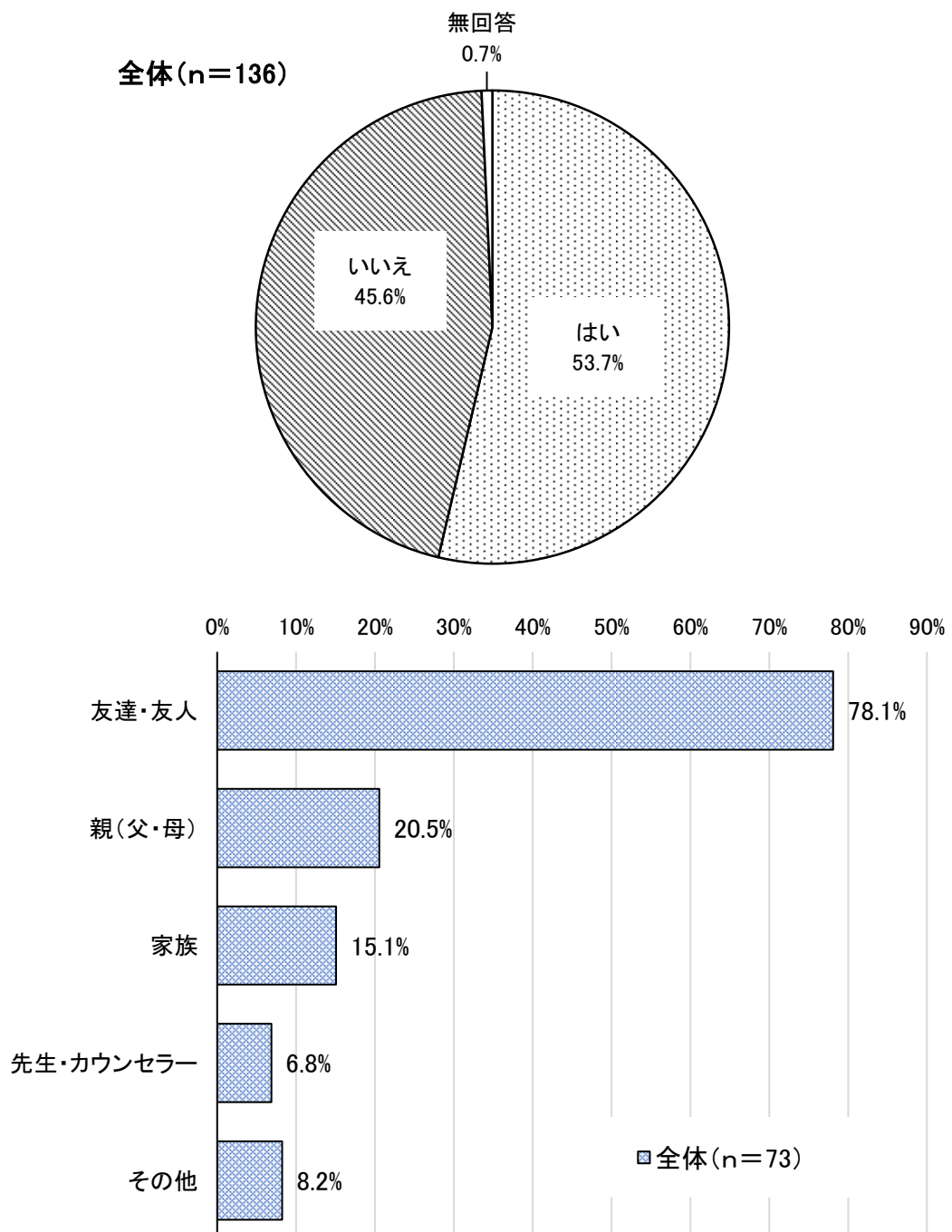


～高校生アンケートの結果～

⑤ 悩みについての相談先等(高校生)

高校生アンケートにおいて、悩み事を抱えた時、相談する人は、全体の 53.7%となっており、「相談しない」と回答した人も 45.6%おり、半数弱の人は、悩み事を抱えたままの状態であることが調査から推測されます。

また、その相談相手については、「友達、友人」が最も高く全体の 78.1%、親(父または母)に相談する人は、20.5%となっています。「先生、カウンセラー」への相談は、6.8%と1割未満となっており、専門機関への相談の周知や相談体制の充実が求められます。



3. メンタルヘルスチェック「こころの体温計」

本市では、自殺対策の若年層対策のひとつとして、メンタルヘルスチェック※「こころの体温計」を、平成29年から導入しています。

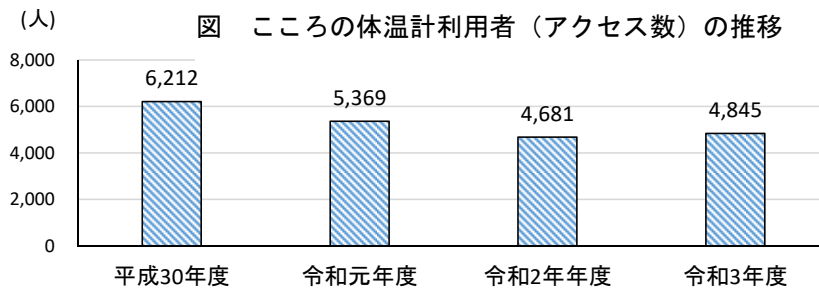
このシステムは、パソコンや携帯・スマートフォンから市のホームページにアクセスして簡単な質問に答えるだけでこころの健康状態をチェックできます。自らのこころの健康状態を知る「本人モード」の他、5種類でのメニュー(※)でこころの健康状態をチェックし、抱えている課題に対応した相談機関などの情報を得ることができます。

※メニュー

- 「本人モード」 …… セルフチェック
- 「家族モード」 …… 家族によるチェック
- 「赤ちゃんママモード」…… 子育て中の人向け
- 「ストレスタイプ」…… ストレスへの対処タイプテスト
- 「アルコールチェック」…… 本人や家族の目線でアルコールとのつきあい方をチェック

① こころの体温計利用者（アクセス数）の推移

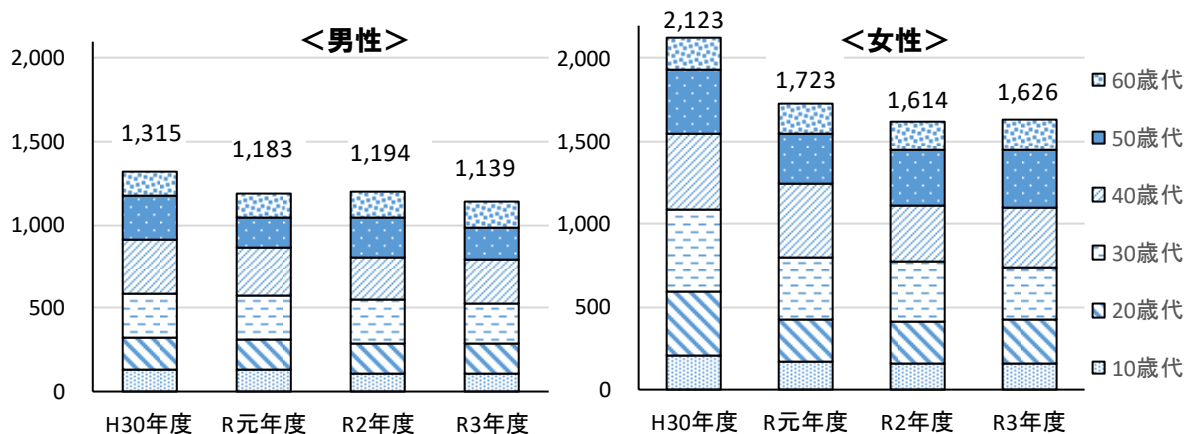
「こころの体温計」にアクセスした人は、令和3年度は、延 4,845 人となっています。平成30年以降減少傾向が続いていましたが、令和3年度は、前年度比 3.5% 増となり、微増に転じています。



② 本人モード利用者の男女別年齢別内訳(市外の利用者を含む)

本人モードの利用者(アクセス数)について、令和3年度は、男性 1,139 人、女性 1,626 人となっており、女性の方が高くなっています。

また、5年間のアクセス数で最も多い年齢層は、男女とも40歳代となっています。



※)メンタルヘルス (英表記: mental health) 精神面における健康のことをさす。

※)メンタルヘルスチェック 精神面における健康検査

表 年齢別男女別本人モードアクセス数

<男性>

| | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | 計 | 構成比 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 10歳代 | 132 | 135 | 110 | 107 | 484 | 10.0% |
| 20歳代 | 195 | 177 | 182 | 181 | 735 | 15.2% |
| 30歳代 | 265 | 269 | 257 | 234 | 1,025 | 21.2% |
| 40歳代 | 320 | 280 | 256 | 265 | 1,121 | 23.2% |
| 50歳代 | 266 | 185 | 239 | 192 | 882 | 18.3% |
| 60歳代 | 137 | 137 | 150 | 160 | 584 | 12.1% |
| | 1,315 | 1,183 | 1,194 | 1,139 | 4,831 | 100.0% |

<女性>

| | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | 計 | 構成比 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 10歳代 | 205 | 178 | 160 | 158 | 701 | 9.9% |
| 20歳代 | 394 | 245 | 251 | 263 | 1,153 | 16.3% |
| 30歳代 | 484 | 380 | 360 | 321 | 1,545 | 21.8% |
| 40歳代 | 461 | 444 | 342 | 354 | 1,601 | 22.6% |
| 50歳代 | 393 | 301 | 335 | 354 | 1,383 | 19.5% |
| 60歳代 | 186 | 175 | 166 | 176 | 703 | 9.9% |
| | 2,123 | 1,723 | 1,614 | 1,626 | 7,086 | 100.0% |

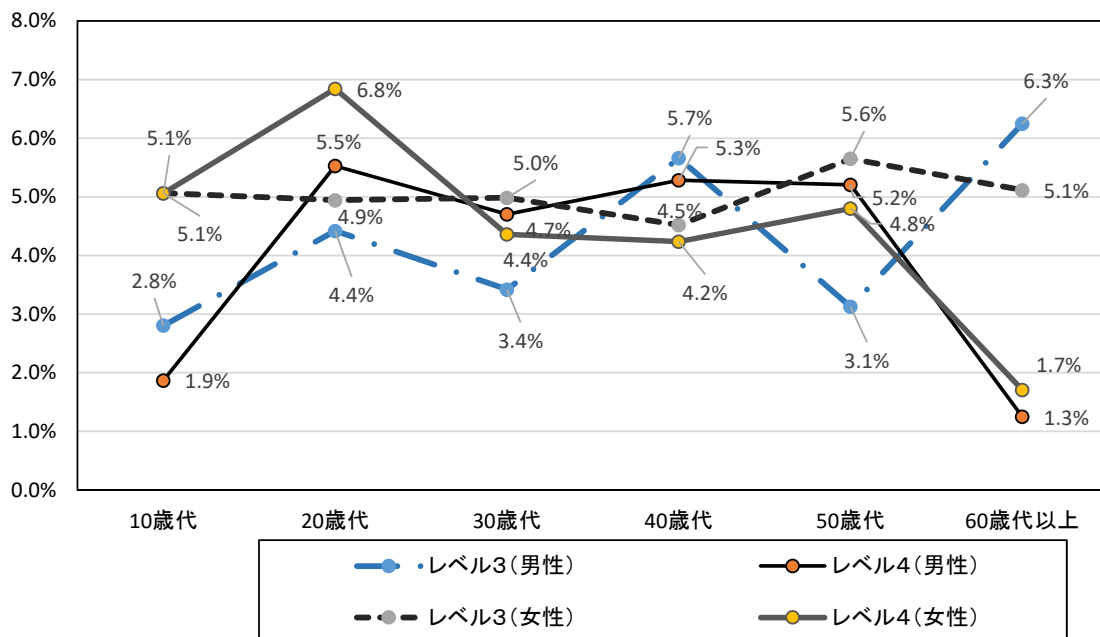
③ 本人モード利用者のうち、うつ傾向者（レベル3）・ケア対象者（レベル4）と判定された者（市外の利用者を含む）

下記は、令和3年度における本人モード利用者数のうちうつ傾向者（レベル3）、ケア対象者（レベル4）と判定された者の男女別年齢別レベル別の図となっています。

男性のうつ傾向者（レベル3）は、60歳以上の方が6.3%で最も高くなっており、ケア対象者となるレベル4は、20歳代が5.5%で最も高くなっています。

女性のうつ傾向者（レベル3）は、50歳代が5.6%で最も高く、ケア対象者となるレベル4は、男性同様、20歳代が最も高く6.3%となっています。

図 男女別年齢別うつ傾向者（レベル3）・ケア対象者（レベル4）と判定された者（令和3年度）



4. 第1期自殺対策計画の取組みと評価

(1) 第1期計画におけるこれまでの取組み内容及び評価

第1期計画の基本施策の実施状況とその達成率は、以下のとおりです。
 コロナ禍等の状況下で、研修等の実施が困難な事業も一部見受けられました。

| 評価指標 | H29 値 (1期計画) | 目標値 (R4) | 実績値 (R3) | 達成率 | 担当課 |
|-------------------------------------|-------------------------|---|-------------------------|--|-------------------|
| ①地域ふれあいネットワーク 会議設置率 | 76.50% | 100% | 73.2% | 73.2% | 高齢者支援課 |
| ②生活支援サービス体制整備 事業実施地区数 | 1 地区 | 16 地区 | 12 地区 (内 6 訪問地区) | 75% | 高齢者支援課 社会福祉協議会 |
| ③こころの健康ネットワーク 会議開催回数 | 1 回 | 2 回 | 2 回 | 100% | 福祉課 |
| ④ゲートキーパー [※] 養成人数 (新規) | 150 人 | 150 人 | 10 人 | 39.5% (3 年間計) | 福祉課 |
| ⑤民生・児童委員会定例会で の自殺に関する研修会実施 回数 | 0 回 | 4 回 | 0 回 | 0% | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ⑥自殺対策講演会開催回数 | 1 回 | 1 回 | 0 回 | 33.3% (3 年間計) | 福祉課 |
| ⑦こころの体温計事業システ ムアクセス数 | 3841 人 | 5000 人 | 2765 人 | 55.3% | 福祉課 |
| ⑧不登校児童生徒数 (1,000 人あたり) | 小学校:0.9 人 中学校:18.2 人 | 現状値の減少をめざす とともに、県 平均(小:6.2 人・中33.6 人)以下に する。 | 小学校:6.9 人 中学校:23.5 人 | 小学生は 0.3 人増加、中学 生は 10.1 人 減少 (対県平均) ※H31 以降増 加傾向 | 学校教育課 |
| ⑨認知症カフェ設置数 | 1 か所 | 4 か所 | 2 か所 | 50% | 地域包括 支援センター |
| ⑩小・中学校こころの健康教 室実施校数 | 0 回 | 5 校 | 4 校 | 80% (中学校 100%) | 福祉課 |

※)ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につな
げ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

(2) 重点施策の実施状況と達成状況

第1期計画の重点施策の実施状況とその達成率は、以下のとおりです。

コロナ禍以前は、達成できていた事業もあり、達成率は、すべて50%以上となっています。

| 評価指標 | H29 値 (1期計画) | 目標値 (R34) | 実績値 (R3) | 達成率 | 担当課 |
|--------------------------------|-----------------|--------------|------------------|------------------|-------------------|
| ⑪地域ふれあいネットワーク 会議設置率 ※①と同じ | 76.50% | 100% | 73.2% | 73.2% | 高齢者支援課 |
| ⑫認知症カフェ設置数 ※⑨と同じ | 1か所 | 4か所 | 2か所 | 50% | 地域包括 支援センター |
| ⑬生活支援サービス体制整備 事業実施地区数 ※②と同じ | 1地区 | 16地区 | 12地区 (内6訪問地区) | 75% | 高齢者支援課 社会福祉協議会 |
| ⑭生活困窮者支援事業新規利 用者数 | 44名 | 50名 | 67名 | 134% | 社会福祉協議会 |
| ⑮小・中学校こころの健康教 室実施校数 ※⑩と同じ | 0回 | 5校 | 4校 | 80% (中学校100%) | 福祉課 |
| ⑯高校生「こころの健康教 室」実施回数 | 1回 | 2回 | 1回 | 50% | 福祉課 |
| ⑰企業合同就職説明会実施回数 | 2回 | 2回 | 1回 | 50% | 活力創生課 |

5. 自殺に関するまとめ

(1) 国東市の状況について

① 主要死因別死亡割合について

本市の人口動態調査における令和 3 年の主要死因割合での自殺の割合は、0.5%となっています。第1期計画策定時の平成 28 年は、1.3%であったので、かなり減少しています。

しかし、コロナ禍であり、職場へ通勤や地域交流等も自粛されていたことも減少のひとつの要因かもしれません。コロナ自粛が徐々に解禁になるにつれ、人との交流が増加すると予測され、引き続き、自殺対策を進めていく必要があります。

② 自殺死亡率について

自殺死亡率は、減少傾向にあり、令和 3 年は、人口 10 万人あたりの自殺死亡率が第 1 期計画の目標値の 13.0 を下回っています。これは、一定の成果があったと考えられます。引き続き、第 1 期計画の目標値 13.0 以下になるよう自殺対策の取組みが必要です。

20～39 歳男性の自殺死亡率は、依然トップであることから、第 2 期計画も「勤務・経営」に関する自殺対策についても、重点課題の1つとして、取り上げる必要があります。

③ 本市の自殺の標準化死亡比(SMR)について

標準化死亡比は、我が国の平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合は我が国の平均より死亡率が高いと判断されます。

本市の平成 28 年～令和 2 年までの 5 年間の自殺の標準化死亡比は、88.6 で、県下で 2 番目に低い結果となっています。しかし、男性は 104.5 と、100 を上回っており、男性の自殺対策については、今後、一層の対策が求められます。

④ 性別、年代別の自殺者数、自殺死亡率について

自殺者数、自殺死亡率ともに男性の方が女性よりも高くなっています。

自殺者の年代別割合は、70歳代が21.8%と最も高くなっています。

コロナ禍での交流機会が減少している状況において、高齢者に対する自殺対策について、どのような取組みが有効か、検討する必要があります。

⑤ 自殺の原因・動機について

「国東市こころの健康に関するアンケート」において、自殺したいと思った原因・動機については、男性が「勤務・勤労問題」(40.8%)、女性は「家庭問題」(43.3%)が最も高くなっています。

特に男性は、30 歳代、40 歳代の自殺死亡率が高くなっており、職場でのメンタルヘルス[※]対策の整備が喫緊の課題のひとつです。

⑥ 自殺未遂歴について

自殺未遂歴については、大半の人が「未遂歴なし」となっています。

自殺傾向が見受けられない人に対しても、メンタルヘルス[※]対策が必要です。気軽に相談ができる場所や機会を設けていく必要があります。

⑦ 若い世代の自殺対策、こころの教育について

「子どもの自殺予防のための教育」は、アンケートにおいても市民の期待が高くなっています。

また、高校生アンケートにおいて、相談相手が友人や親(父、母)に限られており、気軽に相談機関を利用している状況は、まだ多く見受けられない状況です。

新しい国の自殺総合対策大綱[※]においても「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」が重点施策として掲げられています。

本市においても、引き続き、児童・生徒に対する「こころの教育」の充実を図っていくことが重要です。

※)メンタルヘルス P23参照

※)自殺総合対策大綱 P3参照

(2) 「こころの健康に関するアンケート」調査について

◆こころの健康状態について、「あまり健康でない」「健康でない」と回答した人

①30 歳代男性(41.2%)、②20 歳代男性(22.2%)、③50 歳代女性(21.6%)の順に多い。

→こころが健康でないのは、20～30 歳代の若年層の男性が多い。

◆日常生活の中で、楽しみや生きがいとなるものについて、「ない」と回答した人

①50 歳代女性(25.5%)、②60 歳代女性(22.9%)、③70 歳以上男性(1.9%)の順に多い。

→年齢層が高い方が、楽しみや生きがいとなるものがない傾向にある。

◆睡眠について、「どちらかといえばとれていない」「まったくとれていない」と回答した人

①20 歳代男性(33.3%)、②30 歳代女性(30.4%)、③50 歳代男性(25.0%)の順に多い。

→年齢層が低い方が、睡眠が取れていない傾向にある。

◆家族や身近な人のうつ病を疑うサインに気づいたとき相談することを勧めるかについて、「わからない」と回答した人

①30 歳代男性(41.2%)、②40 歳代男性(35.5%)の順に多い。

→家族や身近な人のうつ病のサインに気づいたとき、相談すること勧めない人は少ないが、30～40歳代の青壮年期の男性が「分からない」と回答している人が多い。

◆自身のうつ病を疑うサインが続いたら、相談窓口を「利用しない」と回答した人

①20 歳代男性(44.4%)、②30 歳代男性(41.2%)、③30 歳代女性(34.8%)の順に多い。

→年齢層が低い男性が、相談窓口を利用しない傾向にある。

その理由としては、「自然に治ると思う」「自分で解決できる」と回答した人が多い。

◆普段強いストレスを感じていると回答した人

①30 歳代男性(64.7%)、②20 歳代女性(60.0%)、③20 歳代男性(55.6%)、④30 歳代女性(47.8%)の順に多い。

→年齢層が低い方が、男女共にストレスを感じている人が多い。

その原因として、勤務・勤労問題、家庭問題、健康問題が多い。

◆不満や悩み等を相談する人について

→同居の家族、友人と身近な人に不満や悩み等を相談している人の割合が多い。

◆不満や悩み等を感じた時の対処について

→不満や悩み等の対処については、「人と話をする」「趣味や娯楽で気分転換をする」人の割合が多い。

◆自殺したいと思ったことがあると回答した人

①30歳代女性(47.8%)、②20歳代女性(40.0%)、③40歳代女性(35.0%)の順に多い。

→自殺したいと思ったことがあるのは、**青壮年期の女性が多い。(実際の自殺者数は男性の方が多い)**
その理由としては、特に女性は家庭問題、男性では勤務・勤労問題が割合として多い。

◆自殺しようと思ったとき、どう乗り越えたかについて

→自殺したい思いの対処については、「他のことで気を紛らわせた」「身近な人に話をきいてもらった」
人の割合が多い。

しかし、「何もしなかった」と回答した人も割合が多い。

◆今後求められる自殺対策について(30%を超えている項目・割合の高い順)

- ①相談窓口の設置
- ②子どもの自殺予防のための教育
- ③職場における心の健康づくり・メンタルヘルス[※]対策の推進
- ④地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い
- ⑤ゲートキーパー[※]の養成
- ⑥適切な精神科医療体制の整備の順に多い

※)ゲートキーパー P25参照

※)メンタルヘルス P23参照

(3) 自殺対策の今後の課題について

【課題1】重点推進課題

地域自殺実態プロフィール[※]の分析結果をふまえ、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」についてを重点推進課題とします。

【課題2】地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い、交流機会の充実

本市の自殺者数は、社会的に孤立しやすい高齢者の自殺者が多い状況です。地域は、見守りや様々な相談の受け皿となり得る場であり、地域のつながりが生活の基盤となっていこることが多いことから、地域のつながりの強化や住民同士で支え合い見守りができる体制をさらに充実させる必要があります。

また、地域だけに頼らない様々な相談窓口の周知や交流機会への誘導等、社会的孤立を防ぐ多様な取組みも併せて必要となります。

【課題3】職場におけるこころの健康づくり・メンタルヘルス対策の推進

自殺死亡率が高いのは、20～39歳男性、40歳代男性となっています。

働き盛りの男性の自殺の原因・動機としては、「勤務・勤労問題」がトップに上がっています。

職場におけるメンタルヘルス対策として、気軽な相談窓口の設置や相談体制のさらなる充実、職場におけるゲートキーパー[※]の養成やゲートキーパー[※]のフォローアップ研修の充実等を実施していく必要があります。

【課題4】若い世代に対する相談体制の充実、「こころの教育」の充実

若い世代の自殺対策が急務です。国の自殺総合対策大綱においても重点事項としてあがっています。

子どもや若い世代が悩んだとき、相談できる相手を見つけ、相談できるように「こころの教育」の充実をしていく必要があるとともに、相談体制の充実もさらに進めていく必要があります。

【課題5】生活困窮者への支援等

「国東市こころの健康に関するアンケート」において、男性自殺したいと思った時の原因の2位に「経済生活問題」があがっています。高齢男性の自殺者数が多い状況からもセーフティネットをはじめとする生活困窮者への支援や相談窓口の普及啓発等を進めていく必要があります。

※)ゲートキーパー P25 参照

※)地域自殺実態プロフィール P15 参照

【課題6】 自殺者家族への支援の強化

自殺対策プロフィールをみると、独居の方よりも同居家族がいる方のほうが自殺者数が高くなっています。

自殺者の親族に対するこころのケアも十分にしていける必要があります。自殺者の親族に対する相談機能の充実等、十分に実施していきける必要があります。

【課題7】 相談窓口の機能強化

自殺を未然に防ごうためにも、相談窓口の更なる周知徹底が必要です。また、気軽に相談できるよう相談機能の充実やあらゆる方面で相談できる多様な相談機能が必要です。

また、複数の悩みを抱えている場合等に対応するため、相談窓口間の連携のあり方についても充実させていける必要があります。

【課題8】 ゲートキーパー^{*}に対する理解、養成の推進

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。そのゲートキーパーを養成する研修について、本市ではコロナ禍になり、十分実施できていません。

国の自殺総合対策大綱^{*}においては、ゲートキーパーの役割に対し、自殺対策の重要な対策のひとつとしてあげています。本市においても、今後一層、ゲートキーパーに対する理解を深め、各方面において、ゲートキーパーにより、自殺へ至らずにすむ状況を作っていくことが大切です。

ゲートキーパーは、家族、地域、学校、職場それぞれの場面で、「家族や仲間の変化に気づいて声をかける」、「じっくりと耳を傾ける」、「本人の気持ちを尊重し耳を傾ける」、「支援先につなげる」、「早めに専門家に相談するよう促す」、「温かく見守る」、「温かく寄り添いながらじっくりと見守る」ことをしていきます。

ゲートキーパーそのものの役割を市民に広く理解してもらおうとともに、いろいろな場面、立場において、ゲートキーパーとして活躍できる人材の養成をしていける必要があります。

※)ゲートキーパー P25 参照

※)自殺総合対策大綱 P3 参照

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本認識
3. 基本方針
4. 施策の体系

1. 基本理念

本市では、平成31年3月に、「国東市民の『生きる』を支える国東市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

自殺死亡率等も低下し、ある程度の成果は見えてきていますが、コロナ禍での交流の機会の減少による孤立や経済活動の停滞による過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ等、自殺を引き起こす様々な社会的要因は、依然としてあり、市民のこころの健康をまもるための施策をこれまでも増して強化していくことが求められています。

新しい国の自殺総合対策大綱のポイントとして、「1.子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「2.女性に対する支援の強化」「3.地域自殺対策の取組強化」に加え、「4.新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられています。

第2期国東市自殺対策計画においても、これらを踏まえ、基本理念を第1期計画と同様、「誰も自殺に追い込まれることのない『生きる』を支える安心のまちづくり」とし、基本理念の実現をめざした取組みを進めます。

基本理念

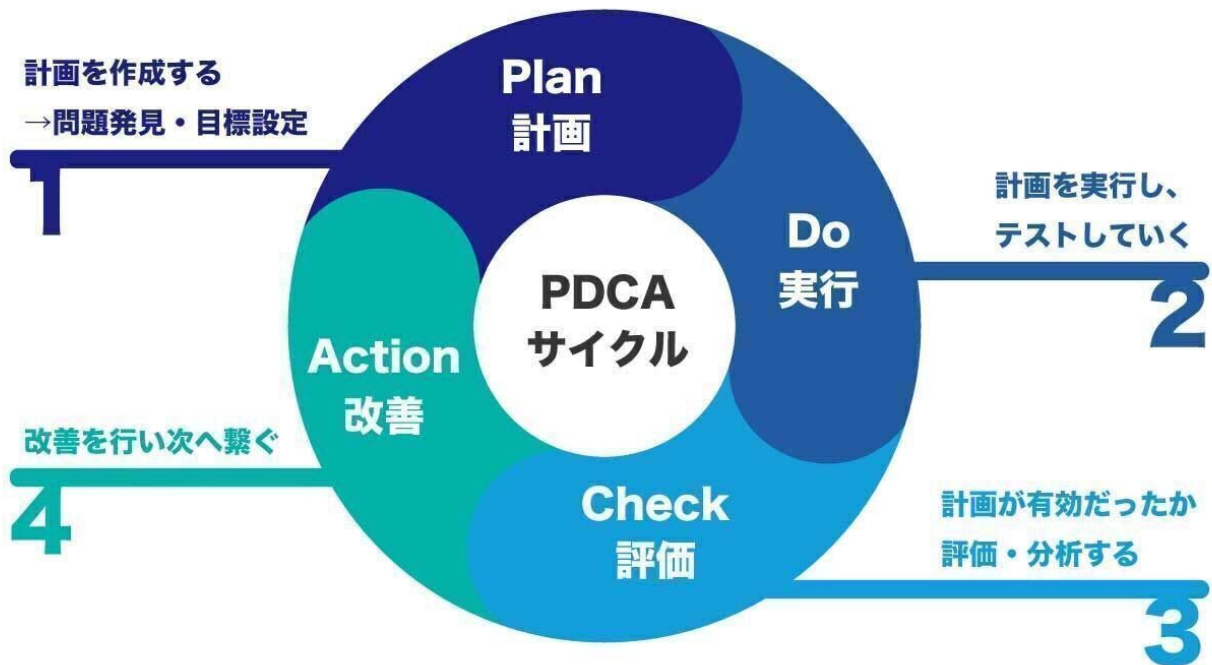
**「誰も自殺に追い込まれることのない
『生きる』を支える安心のまちづくり」**

2. 基本認識

自殺対策の進め方について、自殺総合対策大綱において、「国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく」とされました。

ここでPDCAサイクルとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連の流れを指し、事業や施策の進捗管理と改善を円滑に行うことを意味します。地域の自殺対策においてPDCAサイクルを回すことにより、より効果的な事業や施策がより効率的に実施されるようになると考えられます。

そこで、第2期計画においても、このPDCAサイクルを実施することとし、目標年次における数値目標を掲げ、各種施策に取り組んでいくこととします。



3. 基本方針

令和4年10月に閣議決定された国の新しい自殺総合対策大綱では、従来の5項目の基本方針に加え、「自殺者等の名誉及び生活の平穏なる配慮」の項目が新たに付け加えられています。

本市においても、国、県の基本方針に基づいて、以上を基本方針とし、各方面の自殺対策を推進します。

1. 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

個人においても社会においても、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではありません。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まりません。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。また、このような包括的な取組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の分野においても関連施策等の連携の下、包括的な取組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的な連動

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとします。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- ①事前対応：心身の健康の保持増進についての取組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと
- ②自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと
- ③事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと

の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

さらに、地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。そして、その中で問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることにもつながると考えられます。

SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

4. 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行います。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから遺族等支援としても自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

5. 関係機関、市民の役割を明確化し、その連携・協働の推進

「行政」

第2期自殺対策計画を策定する本市は、市民一人ひとりの身近な行政主体として、国・県と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。

「関係団体」

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職を有する関係団体は、その活動内容が自殺対策に寄与し、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。

「市民」

市民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるという理解を深め、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにします。

また、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組みます。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏なる配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

4. 施策の体系

本市の自殺対策は3つの施策で構成されています。

1つめは、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に共通して取り組むべきとされている「基本施策」です。

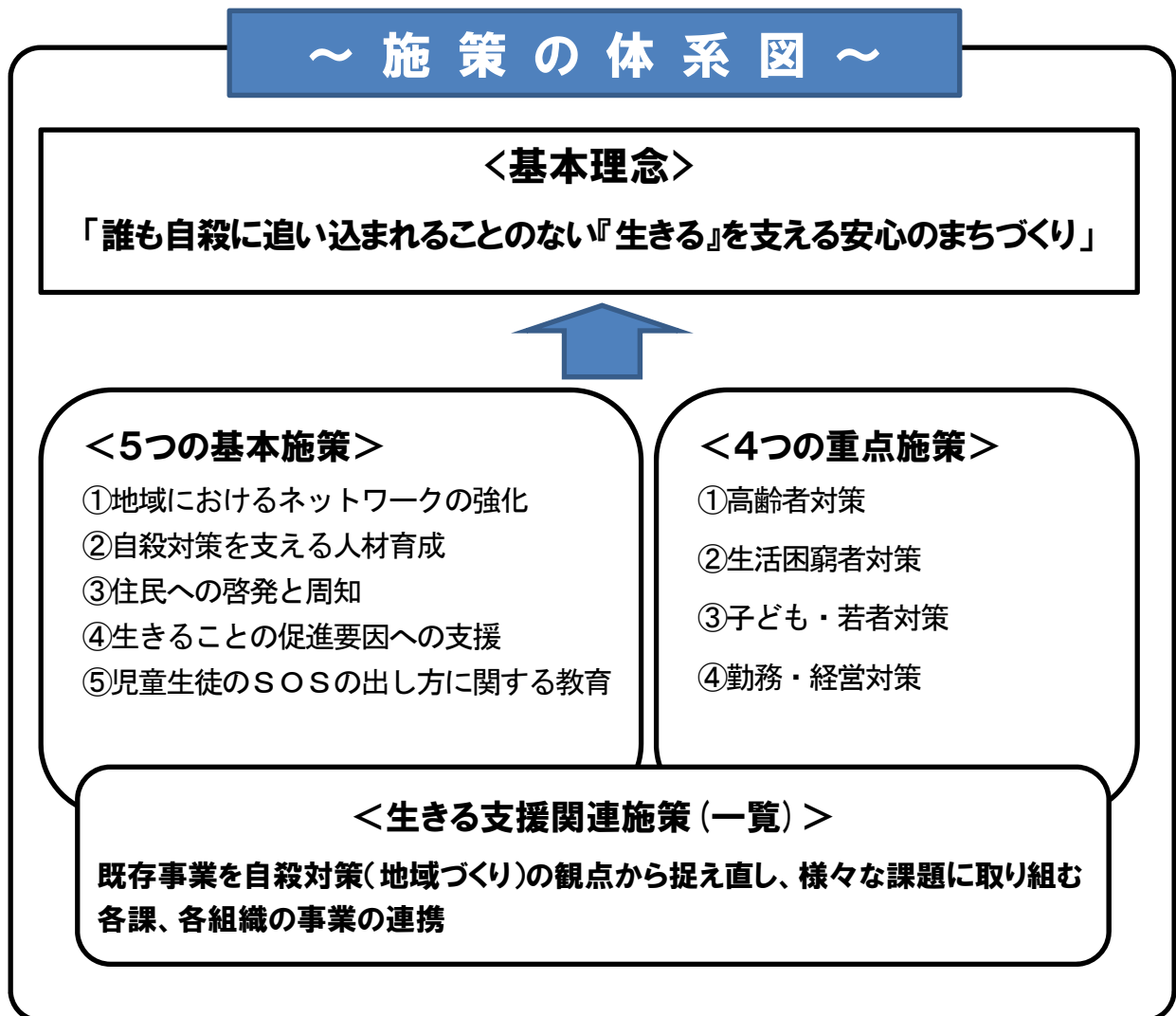
2つめは、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」です。

3つめは、その他の事業をまとめた「生きる支援関連施策」です。

「基本施策」は地域で自殺対策を推進するために欠かすことのできない基盤的な取り組みです。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策となっています。

「重点施策」は本市において特に自殺の実態が深刻である「高齢者」と、自殺のリスク要因となっている「生活困窮者」、そして「子ども・若者対策」「勤務・経営対策」に焦点を絞った取り組みです。

このように体系的に自殺対策を捉えることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。



第4章 生きるを支える自殺対策における 具体的な取組み

I. 基本施策

II. 重点施策

III. 生きる支援関連施策

IV. 評価指標

I 基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

SDGsの目標
 3 すべての人に健康と福祉を
 11 住み続けられるまちづくりを
 17 パートナーシップで目標を達成しよう



自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---------------------------------|----------------|---|
| 高齢者支援課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 | 地域ふれあいネットワーク会議 | 市民が健康で安心して生活できる福祉環境をつくるために、各行政区を単位とする地域の中で地域内関係者による主体的な運営の下に、子どもから高齢者まで一人で悩んでいること、困っていることに気づき、その解決に向けてみんなで考え、支え合うしくみをつくる実践活動を行うことを目的とし、実施する。 |
| 社会福祉協議会 | 黄色い旗運動 | 住み慣れた地域で安心して住み続けるために、黄色い旗を立てることによって声掛けを、支えあい、助け合うきっかけづくりが目的。生きることを支える。 |
| 社会教育課 | 協育ネットワーク事業 | 学校・地域・家庭が協働して児童、生徒の体験活動や学力向上の支援を行い、子どもの生きる力を育む。「学校支援事業」「放課後チャレンジ教室」「土曜日教室」「中学生学び応援教室」「家庭教育支援事業」等 |
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 | 生活支援サービス体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービス開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。又、コロナ禍でも”人と人・地域と地域”とが繋がる「国東つながる暮らし共通WEBサイト」を通じて繋がり維持・形成を図ることを目的とし、実施する。 |

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|----------------------|---------------------------|--|
| 学校教育課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決をめざして、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導助言等を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを行っている。 |
| 活力創生課 | 小規模集落支援に係る事業 | 地域おこし事業、里のくらし支援事業、小規模集落応援隊等、小規模集落への支援を行う中で様々な課題を把握する。 |
| 高齢者支援課 地域包括支援センター | 在宅医療・介護連携推進事業 | 医療と介護を一体的に提供する体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅推進運営会議 ・市民公開講座 ・多職種交流会等 |
| 地域包括支援センター | 包括的・継続的マネジメント支援事業(地域ケア会議) | 支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、介護支援専門員のネットワークづくりを行う個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築を行う。 |
| 地域包括支援センター | 認知症施策推進会議 | 市民及び認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けるために 認知症の予防、早期発見、早期受診、認知症ケアなど必要な施策について協議を行う。 |
| 福祉課 | こころの健康ネットワーク会議 | 自殺やこころの問題に携わる実務担当者が情報を共有し、地域の実情に即した対策を考えていくことを目的に協議を行う。また、自殺の再企画・再未遂を防ぐために連携を強化する。 |

2. 自殺対策を支える人材育成

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修を確保します。

(1) さまざまな職種を対象とする研修の実施

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-----|---------------------------|--|
| 福祉課 | ゲートキーパー [※] 養成研修 | 職場や地域で、自殺やこころの問題に関する相談を受ける機会の多い者へ、研修会を開催し、自殺のハイリスク者の早期発見、適切な対応が具体的にできる人材を養成する。 また、今後は養成した人材の有効活用や養成後のフォローアップ体制の充実を図る。 |
| 総務課 | 職員研修 | 職員研修において、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなる。 |

※)ゲートキーパー P25参照

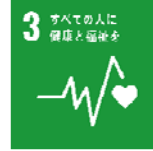
(2)一般市民や組織に対する研修による人材育成

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|----------------|--------------------|--|
| 地域包括支援センター | 認知症サポーター養成講座 | 認知症の人やその家族を身近な地域で支え合える地域づくりを推進していくため、認知症について正しい知識を普及し理解を深めてもらえるよう講座を開催しサポーター養成を行う。 |
| 福祉課 社会福祉協議会 | 民生・児童委員定例会 | 社会福祉協議会が事務局を担い、民生・児童委員の定例会・研修会を月に1回行い、委員同士の情報交換やスキルアップのための研修を行っている。また、必要に応じて年に1回自殺対策等の研修会を行う。 |
| 福祉課 | 男性の子育て支援事業(パパスクール) | 父親の子育てを応援し、家庭での育児を楽しむきっかけづくりを提供する。 |
| 社会教育課 | 身になる人権講座 | 年間5回実施する市民向けの公開講座。様々な人権問題をテーマにし、当事者の話を聞くなどして、教育・啓発する。 |
| 福祉課 | ペアレント・プログラム | 幼児から小学生を中心とした子どもさんの困った行動や気になる行動に対して「ほめるコツ」を学び、楽しみながら子育てをすることや、子育て中の仲間を見つけることを目的とした教室です。子育て中の保護者の方であればどなたでも参加できる。 |
| 総務課 | 国東市区長会 | 区長の職務の円滑な推進と各区間の連携を図るため、市に区長会を置き、区長会議や研修会を実施している。年2回の区長会議や研修会で、市の自殺対策の取り組み等についての周知、啓発を行う。 |

3. 住民への啓発と周知

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。そういった心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合に援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する陥った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めるということが適切であるということの理解を促進していきます。

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

(1)リーフレット・啓発グッズの作成と周知

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-----|------------|--|
| 福祉課 | 自殺対策普及啓発事業 | 9月の自殺予防週間・3月の自殺対策強化月間に重点を置き、各イベント・街頭啓発などで市民に対してメンタルヘルスの大切さ・自殺予防について広く広報する。 |

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---------|-------------------|---|
| 福祉課 | 自殺対策講演会 | 市民全体に対して、精神保健・自殺予防についての講演会を開催する。 |
| 福祉課 | 障がいへの理解促進のためのイベント | 国東市精神障がい者フォーラム、YOU&あいサンフェスタなど、様々なイベントを開催し、障がい者とのふれあいや講演会を通して、お互いの理解を深める。 |
| 社会教育課 | 地区人権学習会の実施 | 市内全行政区で、地区人権学習会を開催し、部落差別をはじめとする人権問題について学ぶ。大分県人権 9 課題に定められるあらゆる差別の解消に向け、教育や啓発を続け、あらゆる差別や偏見から自殺に追い込まれることを予防する。 |
| 政策企画課 | 男女共同参画に係る講演会・研修会 | 男女共同参画社会実現に向けた取り組み。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の理念周知 ・女性への暴力、あらゆる暴力根絶の啓発 ・「ワークライフバランス」理念の周知等 |
| 社会福祉協議会 | 福祉のつどい | 福祉活動者、団体等の表彰を中心とした式典、福祉活動発表等を行い、国東市社会福祉協議会の活動内容等啓発活動の強化を図る。また、必要に応じて式次第等に自殺対策の紹介ページを掲載する。 |

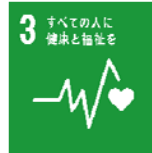
(3)メディアを活用した啓発活動

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---------|------------|---|
| 福祉課 | こころの体温計事業 | 若年層の自殺対策事業として、スマホやインターネットを活用して自分のメンタルヘルスチェックが行えるシステム「こころの体温計」を引き続き活用する。 活用促進のための啓発活動も行う。 |
| 政策企画課 | 広報ツールの活用 | 市報「くにさき」、国東市ホームページ、国東市ケーブルテレビ、SNS等で、こころの健康や自殺予防の啓発を行う。 |
| 社会福祉協議会 | 広報啓発事業 | 社協だよりでのこころの健康や自殺予防に関する啓発や、国東市社会福祉協議会ホームページに、行政のホームページに掲載されている自殺対策関連の記事をリンクする。 |
| 医療保健課 | 母子手帳アプリの活用 | 母子手帳アプリ「ひだまりネット」で、相談窓口や自殺予防に関する情報を発信する。 |

4. 生きることの促進要因への支援

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



自殺対策は、個人においても、社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組みを行うこととされています。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、相談窓口、居場所づくり、自殺未遂への支援、残された人への支援に関する対策等を推進していきます。また、相談につながった要支援者については、途切れない支援を行うとともに、支援継続の判断については、関係機関と情報共有しながら、慎重に行います。

(1) 相談窓口

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-------|-------------------------|--|
| 医療保健課 | 子育て世代包括支援センター | 妊娠期・産後、子育て等の中での困りや不安を相談できる体制整備を行う事で、保護者や家族の負担や不安の軽減を図る。 |
| 医療保健課 | 各種健診、訪問等(乳幼児健診、5歳児相談会等) | 健診・相談会・訪問の場を通じた、相談支援(母子手帳交付・乳児全戸訪問・乳幼児健診・5歳児相談会・にこにこ子育て等)、健診や相談会、訪問等の場面を通じ、専門職が保護者と面接する中で保護者の不安や問題等の聞き取りを行う。 |
| 福祉課 | 母子・父子・寡婦総合相談 | 母子・父子・寡婦に関する、医療的、金銭的、精神的相談・支援を行う。また、自立支援についても支援を行う。 |
| 福祉課 | 障がい児・障がい者相談支援事業 | あらゆる障がいや生きづらさを抱える方の生活や年金、手帳の申請等の相談から、障がいサービスの利用など、幅広い相談を受ける。(市内2事業所) |
| 福祉課 | 障がいに関する総合相談 | 身体・知的・精神等の障がいに関する、医療・福祉・保健に関する様々な相談や障がい者虐待や権利擁護に関しての情報収集や、連絡調整を行う。 |
| 医療保健課 | 精神保健に関する事(相談・訪問等) | 精神疾患の有無に関わらず、こころの健康づくりとしての相談・訪問等を実施する事で、精神的な不調を早期に発見・支援する。 |

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---------------------------|------------------|--|
| 社会福祉協議会 | 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方を対象に支援を行う。 |
| 地域包括支援センター | 総合相談支援事業 | 相談に応じる他高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整を行う。課題の種類を問わず、困りごとのある高齢者の相談を総合的に受ける窓口。 |
| 地域包括支援センター | 権利擁護業務 | 高齢者虐待の早期発見に努めるとともに関係機関と連携を図りながら虐待への対応を行う。成年後見制度の紹介や手続きなどの支援を行う。 |
| 福祉課 社会福祉協議会 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者（経済的困窮、社会的孤立、心身の問題、生活環境の問題等悩みを抱えている方）に対し総合相談窓口として相談を受け付け、必要な支援を包括的・継続的に提供する。 |
| 福祉課 | 生活保護の相談・指導に関すること | 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする「生活保護制度」についての、相談や申請受付、受給者への支援・指導を行う。生活困窮者の、最後のセーフティネットとして、相談者の生活の保障・命の保証については、常に意識して対応する。 |
| 社会福祉協議会 | 無料法律相談 | 法律に関わる問題や、心配ごとの解決に向けた支援を目的に実施する。 |
| 人権啓発・部落差別 解消推進課 隣保館 | 相談事業 | 人権問題、日々の生活に関する悩み事など相談を受ける。 |
| 隣保館 | なんでも相談会 | 月1回、市内2集会所にて、なんでも相談を受けるとともに、隣保館で随時、相談を受け付けている。 |

(2)居場所・生きがいづくり活動

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-------|--------------------|--|
| 学校教育課 | 適応指導教室(教育支援センター)事業 | さまざまな悩みや困りを持つ子どもやその保護者・教職員等の相談及び、支援、検査等を行う。適応指導教室で児童生徒や保護者に寄り添い、相談や支援をすることで、生活の中にある困りを軽減することができる。また、中学校卒業後の社会適応にもつながる。 |
| 学校教育課 | スクールカウンセラー配置事業 | 児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を全ての学校に配置し、不登校やいじめ等の問題行動に対応する。スクールカウンセラーによる専門的な見地による支援は児童生徒や保護者の生活の充実及び自殺リスクの軽減にもつながる。 |
| 学校教育課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決をめざして、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導助言等を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを行う。 |
| 社会教育課 | 各種スポーツ教室等 | スポーツ少年団への支援や、小学生を対象としたスポーツ教室等を開催し、児童の体力向上と物事に取り組む姿勢や健全な心を養うことができる。 |
| 社会教育課 | 各種スポーツ大会等 | 各種スポーツ大会開催。軽スポーツを含むスポーツ活動は、健康増進やストレス解消などが図られる。また、地域間交流や親睦を図る事ができ、生きがいづくりにつなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・国東市ナイターソフトボール大会 ・国東市駅伝競走大会等 |
| 社会教育課 | スポーツ指導者育成 | スポーツ指導者の研修開催・研修案内を行い、研鑽を図る場の提供を行う。結果、適切な指導と、信頼して取り組めるスポーツ環境が整い、継続した意欲の増進が図られ、スポーツを通した生きがいづくりを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員研修派遣 ・スポーツ講演会 ・スポーツ少年団認定員養成講習会等 |

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-------------------|---------------------------|---|
| 隣保館 | 元気アップ教室・出前 元気アップ教室 | 月に2回、隣保館と集会所で、高齢者と障がいのある人を対象に体操や脳トレ等を行い、健康づくりのサポートを行う。身体や頭を動かすことで参加者同士のコミュニケーションをとることで心の健康づくりになる。 |
| 隣保館 | ワハハの会・出前ワハハの会 | 毎月1回、隣保館や集会所で、高齢者や障がいのある人を対象に身体機能低下予防、認知症予防の脳トレや創作活動、人権学習会などを行う。身体や頭を動かすことや参加者同士のコミュニケーションをとることで心の健康づくりになる。 |
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 | 一般介護予防事業(週一元気アップ教室) | 高齢者が容易に通える場所で、住民主体で自主的に必須内容に取り組むことで、筋力低下により要介護状態になることを予防するとともに、地域住民の見守りとつながりを深める。 |
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 | 一般介護予防事業(元気高齢者健やかサロン支援事業) | 地域住民が主体となって自主的に運営し、地域で生活している高齢者誰もが地域の中で容易に通える場において地域住民のふれあいを通し、閉じこもりの防止、生きがいをづくり、社会参加の促進及び介護予防の推進を図る。 |
| 地域包括支援センター | 認知症カフェ | 認知症の人やその家族、地域の人や専門職等の誰もが参加でき、相互に情報を共有しお互いに理解し合うことで、認知症についての理解を深めるとともに、認知症の本人が社会とのかかわりを持ち交流が図れる場として支援を行う。 |
| 地域包括支援センター | 認知症家族のつどい | 認知症の人を介護する家族等が、認知症に関する理解を深め、お互いの交流を通して、介護者同士が、相互に支えられるよう精神的負担の軽減や仲間づくりなどの支援を行う。 |
| 社会福祉協議会 高齢者支援課 | 生活支援サービス体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービス開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。また、地域支援サポーターと連携し就労的活動も推進する。 |

(3) 経済的な支援

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---------|------------------|--|
| 福祉課 | 保育料負担軽減 | 平成31年4月から第1子から所得に関わらず無料化する。 |
| 教育総務課 | 幼稚園使用料(保育料)負担軽減 | 平成31年4月から第1子から所得に関わらず無料化する。 |
| 福祉課 | 各種経済的支援 | 子育て支援、障がい者支援の目的で、各種祝金・手当等・医療費の助成等による様々な経済的な支援を行う。 ・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・介護者手当・特別障害者手当・出産祝い金・入学祝金・子育てほっとクーポン・重度医療・ひとり親医療 ・更生医療 ※詳細は「Ⅲ生きる支援関連施策」にも掲載 |
| 社会福祉協議会 | 生活福祉資金 | 低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、就労に必要な技術習得のための資金、修学資金、療養資金、及び住宅改修費等を低利又は無利子で貸付ける制度。貸付と同時に、民生委員児童委員を通じ必要な相談援助を行うことで、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。 |
| 活力創生課 | 起業・創業支援に関すること | 創業者や創業希望者に対する窓口相談や市内に定住する方が飲食業や食品加工業の創業・起業を行う際の経費の一部を補助する。 |
| 活力創生課 | 中小企業振興設備融資利子補給事業 | 中小企業者が設備等整備のために融資を受けた場合の利子について補給する（上限：利率1%）。 |
| 活力創生課 | 消費者行政に関すること | 消費生活相談窓口、消費生活に関する出前講座等による啓発活動する。 |

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|--------|------------|--|
| 高齢者支援課 | 介護者手当支給事業 | 在宅にて重度の要介護者を介護する家族に手当を支給する。 |
| 高齢者支援課 | 家族介護用品支給事業 | 在宅にて要介護1以上でおむつ等の必要者を介護する家族へ介護用品券を支給する。 |

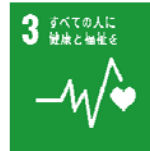
(4) 自殺未遂・残された人への支援

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-----|-----------------|--|
| 福祉課 | 自死遺族支援等に関する情報提供 | 大分県東部保健所国東保健部が実施するところの相談日(ご本人や家族等からの相談を専門医、保健師が受ける事業)に関する情報提供を行う。また、大分県こころとからだの相談支援センターが実施する自死遺族のつどい(大切な方を自死で亡くされたご遺族を対象に集いを行い、気持ちの分かち合いの場を提供する事業)に関する情報提供を行う。 |

5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-----|-------------------|---|
| 福祉課 | 高校生 「こころの健康教室」 | 「死にたい気持ちに傾きやすい」とされる、思春期の高校生に対し、「いのちの大切さ」などを伝えることで、若年者への普及啓発を行う。自分に悩みや困りがある時にSOSを発信することができるようにするため、また、自分の周りにいる仲間が悩みや困りがあることに気づいた時に声をかけ身近な大人に繋ぐことができるようにするための啓発も実施する。国東市内の高校と連携を取りながら、自殺予防の観点で実施する。 |
| 福祉課 | 小中学生こころの健康づくり研修会 | 自分に悩みや困りがある時にSOSを発信することができるようにするため、また、自分の周りにいる仲間が悩みや困りがあることに気づいた時に声をかけ身近な大人に繋ぐことができるようにするための研修を実施する。SOSの出し方に関する授業として市内中学校(義務教育学校)で実施する。また、今後は小学校での実施に向けても検討する。 |

(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-------|-------------------|---|
| 学校教育課 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | <p>いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決をめざして、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導助言等を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを行う。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の生活の充実及び自殺リスクの軽減につながる。</p> |
| 学校教育課 | 生徒指導の充実事業 | <p>教師による観察・面接に加え、hyper-QU[※]による調査を実施し、より深く生徒を理解し、それに応じた個人・集団への手だてを講じ、組織的に実践することにより、いじめをはじめとする問題行動や不登校への未然防止及び適切な対応を行う。児童生徒理解を深め、それぞれの状況に応じた組織的な対応を実践することで不登校等の未然防止につなげることができる。また、学級集団及び個々の児童生徒への理解を深めることでSOSの出し方教育につなげる。</p> |

※)hyper-QU (英 hyper-Questionnaire Utilities) 社会の中で他者と関係を築いたり、一緒に生活を営んだりするために必要な技能の尺度で構成されたアンケートのこと。小学1～3年、小学4～6年、中学1～3年、高校1～3年用がある。個人票を活用して、一人ひとりに適切な対応を図ることが可能となる。

II 重点施策

1. 高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった社会的孤立化から発生することが多く見受けられます。様々な背景や価値観に対応した支援や、働きかけが必要です。

本市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策を推進します。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---|---------------------------|---|
| 社会福祉協議会 高齢者支援課 地域包括支援センター (再掲)基本施策 1-1 | 地域ふれあいネットワーク会議 | 市民が健康で安心して生活できる福祉環境をつくるために、各行政区を単位とする地域の中で地域内関係者による主体的な運営の下に、子どもから高齢者まで一人で悩んでいること、困っていることに気づき、その解決に向けてみんなで考え、支え合うしくみをつくる実践活動を行うことを目的とし、実施する。 |
| 地域包括支援センター (再掲)基本施策 1-2 | 包括的・継続的マネジメント支援事業(地域ケア会議) | 支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、介護支援専門員のネットワークづくりを行う個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築を行う。 |
| 高齢者支援課 地域包括支援センター (再掲)基本施策 1-2 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 医療と介護を一体的に提供する体制を構築する。 ・在宅推進運営会議 ・市民公開講座 ・多職種交流会等 |
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 (再掲)基本施策 1-1 " 4-2 | 生活支援サービス体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービス開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。又、コロナ禍でも”人と人・地域と地域”とが繋がる「国東つながる暮らし共通WEBサイト」を通じて繋がり維持・形成を図ることを目的とし、実施する。 |

(2) 地域における要介護者に対する支援

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|------------|---------------|--|
| 地域包括支援センター | 認知症初期集中チーム員会議 | 認知症の人とその家族を支援チーム(認知症サポート医・複数の専門職)が訪問し、観察、評価、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートすることで、本人や家族の不安や介護負担を軽減を図る。 |

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|----------------------------|-------------|---|
| 地域包括支援センター (再掲)基本施策 4-1 | 総合相談支援事業 | 相談に応じる他高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整を行う。課題の種類を問わず、困りごとのある高齢者の相談を総合的に受ける窓口。 |
| 福祉課 (再掲)基本施策 4-1 | 障がいに関する総合相談 | 身体・知的・精神等の障がいに関する、医療・福祉・保健に関する様々な相談や障がい者虐待や権利擁護に関しての情報収集や、連絡調整を行う。 |

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-----------------------------------|-------------------------------|--|
| 社会福祉協議会 (再掲)基本施策 1-1 | 黄色い旗運動 | 住み慣れた地域で安心して住み続けるために、黄色い旗を立てることによって声掛けを、支えあい、助け合うきっかけづくりが目的。生きることを支える。 |
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 (再掲)基本施策 4-2 | 一般介護予防事業 (週一元気アップ教室) | 高齢者が容易に通える場所で、住民主体で自主的に必須内容に取り組むことで、筋力低下により要介護状態になることを予防するとともに、地域住民の見守りとつながりを深める。 |
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 (再掲)基本施策 4-2 | 一般介護予防事業 (元気高齢者健やかサロン支援事業) | 地域住民が主体となって自主的に運営し、地域で生活している高齢者誰もが地域の中で容易に通える場において地域住民のふれあいを通し、閉じこもりの防止、生きがいづくり、社会参加の促進及び介護予防の推進を図る。 |

2. 生活困窮者対策

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|--|------------------|--|
| 福祉課 (再掲)基本施策 4-1 | 生活保護の相談・指導に関すること | 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする「生活保護制度」についての、相談や申請受付、受給者への支援・指導を行う。生活困窮者の、最後のセーフティネットとして、相談者の生活の保障・命の保証については、常に意識して対応する。 |
| 活力創生課 | 定住促進に関すること | 空き家活用、移住・定住、移住シングルペアレント生活応援、住宅新築・購入奨励金など。都会で暮らしている方々の移住・定住相談やシングルペアレントの生活応援資金や相談により不安解消につながる可能性があるため自殺リスクの軽減につなげる。 |
| 福祉課 社会福祉協議会 (再掲)基本施策 4-1 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者(経済的困窮、社会的孤立、心身の問題、生活環境の問題等悩みを抱えている方)に対し総合相談窓口として相談を受け付け、必要な支援を包括的・継続的に提供する。 |
| 社会福祉協議会 高齢者支援課 (再掲)基本施策 1-1 " 4-2 | 生活支援サービス体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービス開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。また、コロナ禍でも”人と人・地域と地域”とが繋がる「国東つながる暮らし共通WEBサイト」を通じて繋がり維持・形成を図ることを目的としている。 |

3. 子ども・若者対策

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---|--------------------|--|
| 学校教育課 (再掲)基本施策 4-2 | 適応指導教室(教育支援センター)事業 | さまざまな悩みや困りを持つ子どもやその保護者・教職員等の相談及び、支援、検査等を行う。適応指導教室で児童生徒や保護者に寄り添い、相談や支援をすることで、生活の中にある困りを軽減することができる。また、中学校卒業後の社会適応にもつながる。 |
| 学校教育課 (再掲)基本施策 4-2 | スクールカウンセラー配置事業 | 児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を全ての学校に配置し、不登校やいじめ等の問題行動に対応する。スクールカウンセラーによる専門的な見地による支援は児童生徒や保護者の生活の充実及び自殺リスクの軽減にもつながる。 |
| 学校教育課 (再掲)基本施策 5-2 | 生徒指導の充実事業 | 教師による観察・面接に加え、hyper-QU [※] による調査を実施し、より深く生徒を理解し、それに応じた個人・集団への手だてを講じ、組織的に実践することにより、いじめをはじめとする問題行動や不登校への未然防止及び適切な対応を行う。児童生徒理解を深め、それぞれの状況に応じた組織的な対応を実践することで不登校等の未然防止につなげることができる。また、学級集団及び個々の児童生徒への理解を深めることでSOSの出し方教育につなげる。 |
| 学校教育課 (再掲)基本施策 1-2 " 4-2 " 5-2 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決をめざして、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導助言等を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを行う。 |
| 福祉課 (再掲)基本施策 5-1 | 小中学生こころの健康づくり研修会 | 自分に悩みや困りがある時にSOSを発信することができるようにするため、また、自分の周りにいる仲間が悩みや困りがあることに気づいた時に声をかけ身近な大人に繋ぐことができるようにするための研修を実施する。SOSの出し方に関する授業として市内中学校(義務教育学校)で実施する。また、今後は小学校での実施に向けても検討する。 |

※)hyper-QU P56 参照

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|---------------------|---------------|---|
| 福祉課 (再掲)基本施策 5-1 | 高校生「こころの健康教室」 | 「死にたい気持ちに傾きやすい」とされる、思春期の高校生に対し、「いのちの大切さ」などを伝えることで、若年者への普及啓発を行う。自分に悩みや困りがある時にSOSを発信することができるようにするため、また、自分の周りにいる仲間が悩みや困りがあることに気づいた時に声をかけ身近な大人に繋ぐことができるようにするための啓発も実施する。国東市内の高校と連携を取りながら、自殺予防の観点で実施する。 |
| 福祉課 (再掲)基本施策 3-3 | こころの体温計事業 | 若年層の自殺対策事業として、スマホやインターネットを活用して自分のメンタルヘルスチェックが行えるシステム「こころの体温計」を引き続き活用する。 活用促進のための啓発活動も行う。 |

4. 勤務・経営対策

| 担当課 | 事業名 | 事業概要・自殺対策の視点 |
|-----------------------|-------------------------------|--|
| 福祉課 (再掲)基本施策 2-1 | ゲートキーパー [※] 養成 研修 | 職場や地域で、自殺やこころの問題に関する相談を受ける機会の多い者へ、研修会を開催し、自殺のハイリスク者の早期発見、適切な対応が具体的にできる人材を養成する。 また、今後は養成した人材の有効活用や養成後のフォローアップ体制の充実を図る。 |
| 医療保健課 | 職場への健康づくり | 働き盛り世代の方へ健康づくりに取り組んでもらうために、事業所へこころの健康づくりについて支援を行う。国東保健部が実施している健康経営事業所パワーアップ事業の情報提供を実施する。 |
| 活力創生課 (再掲)基本施策 4-3 | 起業・創業支援に関すること | 創業者や創業希望者に対する窓口相談や市内に定住する方が飲食業や食品加工業の創業・起業を行う際の経費の一部を補助する。 |
| 活力創生課 | 中小企業設備融資利子補給事業 | 中小企業者が設備等整備のために融資を受けた場合の利子について補給する(上限:利率1%)。 |
| 活力創生課 | 商工業後継者対策に関すること | 商工会と連携し、後継者不足に関する相談等に対応。後継者がいないことで事業主が抱える不安を軽減することで自殺リスクの軽減になる。 |
| 活力創生課 | 職員及び労働行政に関すること | ふるさとハローワーク(国東地域産業雇用対策協議会)の運営補助や地域雇用対策(企業合同就職説明会など)に関すること。 求職者に対し、別府市まで行かずに市内で探すことが可能であり、また、就職説明会の開催で会社への問い合わせし易い環境をつくることで雇用に繋がれば生活困窮者を減らすこともできることから自殺リスクの軽減になる。 |
| 活力創生課 | 労働者の福利厚生に関すること | 労働相談に関すること。働く人たちの会社に対する相談について、東部勤労者サービスセンターや連合東部地域協議会などを紹介することで、会社に対する悩みなどを相談することで精神的負担が軽減されることから自殺リスクの軽減になる。 |

※)ゲートキーパー P25参照

III 生きる支援関連施策

◎子育てや教育に関する支援

| 支援策 | | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|----------------------|-----------|---|-------|------------------------------|
| 不妊相談 | | 不妊に関することについて、保健師による相談を随時受け付けている。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 妊婦訪問 | | 保健師が必要に応じて妊娠中のご家庭を訪問し、健康管理や産後のことなどの相談に応じる。子育て支援等に関する情報も提供する。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| プレママ・プレパパ教室（妊娠期両親学級） | | 助産師と一緒に妊娠中のプレママ・プレパパ同士が交流しながら、出産の準備や赤ちゃんのお世話などについて楽しく学べる教室を開催。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 妊産婦一般健康診査費助成 | | 受診券を発行し、産婦健診2回、妊婦健診14回、血液検査、子宮頸がん検査、B群溶血レンサ球菌検査に係る費用を全額助成。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み 経済的負担の軽減 |
| 産後ケア事業 | | 出産後、不調や回復の遅れがあり支援の必要なお母さんと赤ちゃんが、医療機関や助産所で身体的・心理的ケアを受けることのできるサービス。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 乳児全戸訪問 | | 保健師がお子さんの生まれたご家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育ての相談に応じる。子育て支援等に関する情報も提供する。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 健診 | 乳児健診（前期） | 生後3～5か月のお子さんが対象。内科診察、身体測定、栄養相談、読み聞かせの絵本贈呈、子育て相談が受けられる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 乳児健診（後期） | 生後7～11か月のお子さんが対象。内科診察、身体測定、栄養相談、ブラッシング指導、子育て相談が受けられる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 乳幼児精密健診 | 子育てに関することについて、専門の先生へ相談ができる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 乳児健診費助成 | お子さんが乳児健診を「医療機関」もしくは「市が実施する集団健診」で受診する場合、健診費用を全額助成する。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 教室・相談会・講話等 | にこにこ子育て広場 | 各支所、保健センターで月1回開催。子育て中の保護者同士でゆっくり話したり、赤ちゃんと一緒に遊んだりできる。親子で遊べる様々なイベントもある。子育てについての相談もできる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | タッチケア教室 | 赤ちゃんの寝つきが良くなる等の効果が期待できる「ベビーマッサージ」を行う教室。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 小児科医のミニ講話 | 乳幼児健診の際に、小児科の先生が最新の健康情報を提供する。 ※現在は健康情報に関する資料を配布している。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 健診 | 1歳6か月児健診 | 内科診察、歯科診察、身体測定、栄養相談、フッ素塗布、ブラッシング指導、絵本の読み聞かせと絵本の贈呈、臨床心理士など専門の先生への子育て相談が受けられる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 3歳児健診 | 内科診察、歯科診察、検尿、視力検査、身体測定、栄養相談、フッ素塗布、ブラッシング指導、臨床心理士など専門の先生への子育て相談が受けられる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |

| 支援策 | | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|-------------------|---|--|------------------------------|--------------------|
| 教室・相談会・講話等 | 離乳食教室 | 離乳食についての講義や栄養士への相談、離乳食体験で形状や固さの確認を行える。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 食育教室 | 保育所、幼稚園やこども園、学校等において、栄養士等が「食育の大切さ」に関する講話や調理体験を行う。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 5歳児相談会 | 栄養講話、教育講話、遊びの広場、保健相談、身体測定を行う。また、臨床心理士など専門の先生へ子育てについての相談ができる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 5歳児フォロー相談会 | 安心して就学が迎えられるように専門の先生へ相談ができる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 子育て支援センター健康講座 | 未就学の子どもとお母さんの交流の場として、市内4か所に設置している子育て支援センターで、月に1度、保健師が出前講座を行っている。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 思春期体験学習 | 市内中学校にて、妊婦体験や赤ちゃんふれあい体験のほか、「生命の誕生」についての講義を行い、自分や他人を思いやる気持ちを育む。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| さ吉くんで元気！！健康チャレンジ | 健康づくりにチャレンジする事業。小中学生の部やグループの部などがある。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 保健講話 | 市内の高校にて性教育等の講義を行い、自分や他人を思いやる気持ちを育む。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 医学生奨学金貸与 | 将来医師として市内の医療機関の業務に従事する意欲のある医学生等に対し、修学資金として月額15万円を貸与する。 | 医療保健課 | 経済的負担の軽減 | |
| 巡回相談会 | 子どもの発達に関することなどについて、専門の先生へ相談ができる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 子育て世代包括支援センター | 妊娠・出産・産後・子育ての悩みごとに、専門スタッフが相談を受け、関係機関と連携してきめ細やかなサポートを行う。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| こころやことばの相談会 | 子育ての悩みや不安を、臨床心理士や発達専門の先生へ相談ができる。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 救急医療体制 | 国東市民病院では、365日、24時間体制で救急医療を実施している。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 小児医療体制 | 国東市民病院では、常勤の小児科医による安心できる小児医療体制を整備している。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 子ども医療費助成 | 未就学児及び小中学生の通院と入院、並びに高校生等の入院に係る医療費（保険適用分）の自己負担分を全額助成する。また、入院に係る食事療養費の標準負担額も全額助成する。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み 経済的負担の軽減 | |
| 各種健診(検診)事業 | 各地域において、胸部レントゲンや特定健診のほか、がん検診を受けられる（一部自己負担あり）。また、検診機関で行う人間ドックの費用の一部も助成する。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み 経済的負担の軽減 | |
| 風しん抗体検査及び予防接種費用助成 | 予防接種法による風しんの定期接種の対象でない方の抗体検査と予防接種に係る費用を一部助成する。 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み 経済的負担の軽減 | |
| 予防接種費助成 | 定期接種の全額助成と、次の任意接種の費用の一部を助成する。 ・おたふくかぜ（2回） ・インフルエンザ（13歳以下は2回） ・百日せき（三種混合ワクチンを就学前の1年間1回） ・骨髄移植後等における予防接種「再接種」費用 | 医療保健課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み 経済的負担の軽減 | |

| 支援策 | | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|--------------------|--------------------|--|-----|---|
| 出産祝金 | | 市内に在住の方が出産し、その児童を養育している父または母を対象に、児童1人あたり3万円を交付する。 | 福祉課 | 経済的負担の軽減 |
| 保育施設の利用 | 男性の子育て支援事業（パパスクール） | 「パパと一緒に楽しく遊ぼう！」をコンセプトにデイキャンプやお菓子作りなど、親子で参加できる教室を開催している。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| | 認定こども園 | 私立認定こども園が市内に5園ある。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| | 保育所 | 市内に公立保育所が4園、私立保育園が2園ある。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| | 保育料負担軽減 | 保育施設に通う子どもの保育料や2号認定子どもの副食費が無料。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 経済的負担の軽減 |
| | 延長保育事業 | 保育所・こども園等で保育時間を延長して預かる。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| | 休日保育事業 | 保護者が安心して勤務ができるよう、休日や祝日にも保育を実施する（市内で1園）。市内居住が条件で保育料は無料。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 経済的負担の軽減 |
| | 病児・病後児保育事業 | 国東市民病院内に「すくすくルーム」を開設しており、乳幼児が病気の際に利用できる。令和5年度より国東こども園内に病後児保育施設を開設。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| 一時預かり事業 | | 家庭の都合や保護者のリフレッシュのため、保育所等で子どもさんをお預かりする。3歳以上～就学前のお子さんが対象。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| 子育て支援センター | | 未就学の子どもとお母さんの交流の場として、市内4か所に設置しており、季節の行事を行ったり、子育てに関する相談もできる。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| 子どもの遊び場開放 | | 未就学児童の親子に室内の遊び場を提供する。武蔵保健福祉センター内の「児童室」を毎週日曜日に無料開放している。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| 子育て進学祝金 | | 小学校・中学校等に進学するお子さんを養育する保護者に進学祝金を支給する。（小学校進学時3万円、中学校進学時5万円） | 福祉課 | 経済的負担の軽減 事業見直しのため、若干の内容変更あり |
| 放課後児童クラブ | | 全小学校区に設置している。放課後や夏休み等に児童が宿題や遊び、行事などをして過ごす場を提供する。利用料は、月額2千円～3千円程度。 ※世帯状況により利用料の助成がある。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| 子育て短期支援事業 | | 0～18歳未満のお子さんが対象。保護者の病気その他の理由で、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設においてお預かりする。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| ファミリーサポートセンター事業 | | 概ね生後6か月～小学生のお子さんが対象。「子育ての援助をしてほしい方」と「子育ての援助ができる方」両者が会員となり、会員による子育ての援助が受けられる。市独自の仕組みとして利用料の半額を補助している。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 経済的負担の軽減 |
| 児童館 | | 自由に来館できる児童館を武蔵町に設置している。遊びや交流をとおして、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的としている。指導員が常駐している。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| 子育て応援拠点事業「なっちゃんの家」 | | 0～18歳未満のお子さんとその保護者が対象。毎月第4月曜日、子どもや親子の交流の拠点として、武蔵児童館で子育て応援カフェや各種イベントを実施している。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |

| 支援策 | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|------------------------|--|-----|----------------------|
| くにさき子育て応援サイト ひなたぼっこ | 育児に関する制度やイベント、施設など、国東市の子育てに関する様々な情報を発信している。いつでも手軽にスマートフォンから子育て情報を入手できる。HPアドレス： http://kunisakikodomo.com | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| 養育支援訪問事業 | 子育てに悩みや不安がある家庭に支援員が訪問し、具体的な相談や家事の支援などを行う。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 |
| ひとり親家庭医療費助成 | ひとり親家庭の父または母と児童、父母のいない児童を対象に、医療費を一部助成する。収入による制限がある。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 経済的負担の軽減 |
| 子育て世帯リフォーム支援事業 | 18歳未満のお子さんのいる世帯に対し、子ども部屋等の持ち家等を改修する際に、対象工事費の20%を最大30万円まで補助する。 | 福祉課 | 子育て環境の整備 経済的負担の軽減 |
| ペアレント・プログラム | 幼児から小学生を中心とした子どもの困った行動や気になる行動に対して「ほめるコツ」を学び、楽しみながら子育てをすることや、子育て中の仲間を見つけることを目的とした教室。子育て中の保護者の方であればどなたでも参加できる。 | 福祉課 | 成長発達状況に応じた支援体制の整備 |
| 発達検査事業 | 国東市に在住する方、または国東市内の学校に就学中の児童生徒を対象に、日常生活に著しい困りがあり、発達検査が必要と認められる方に発達検査を行う。 | 福祉課 | 成長発達状況に応じた支援体制の整備 |
| 児童発達支援サービス | 小学校入学前の障がいのある子どもを対象に日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適用訓練、その他必要な療育を行う。 （市内2事業所・送迎あり） | 福祉課 | 成長発達状況に応じた支援体制の整備 |
| 医療型児童発達支援サービス | 児童発達支援サービスと併せて、肢体が不自由な子どもへ理学療法等の訓練や医師の指示・管理による医療も行う。 （別府発達医療センター等にて） | 福祉課 | 成長発達状況に応じた支援体制の整備 |
| 放課後等デイサービス | 小・中・高の障がいのある子どもを対象に、生活能力の向上のため必要な訓練や社会的な交流ができるよう指導を行う。放課後だけでなく夏休み等の長期休暇中も利用できる。 （市内4か所・送迎あり） | 福祉課 | 成長発達状況に応じた支援体制の整備 |
| 障がい児相談支援事業 | 障がいのある子どもに関する福祉サービスの利用方法など、必要な情報を提供し、相談に応じる。（市内2委託事業所） | 福祉課 | 成長発達状況に応じた支援体制の整備 |
| チャイルドシート購入補助金 | 市内取扱店で1歳未満のお子さんのためのチャイルドシートを購入した場合、3万円を上限に補助する。購入金額が3万円未満の場合は購入金額が補助対象となる。 | 総務課 | 経済的負担の軽減 |

| 支援策 | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） | |
|---------------------|---|--|--|----------------------------------|
| 地域総ぐるみの協育の推進 | 学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動を行う「コミュニティ・スクール」を全学校に導入し、その取り組みを推進している。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| 外国語指導助手（ALT）の配置 | 全ての中学校にALTを配置し、市内全ての小学校と連携しながら指導の充実を図る。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| プログラミング教育の充実 | 令和2年度から小学校で始まった「プログラミング教育」実施において、全ての対象児童分の教材を購入し、個別に学習ができるようにしている。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| 学力チャレンジアップ事業 | 小・中学生の希望者を対象に、漢字検定・数学検定の負担金を各検定ごとに年1回、全額助成する。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 経済的負担の軽減 | |
| 学力向上支援 | 国東市独自の学力調査を実施し、児童・生徒のつますきにに応じた指導や学力の定着・向上を図る。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| 生徒指導の充実 | 小学校5年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に学級適応状況を把握するアンケート「hyper-QU」を実施し、いじめや不登校等の未然防止と早期対応に活かす。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 学習支援教員の配置 | 一人ひとりに応じたきめ細やかな学習を推進するため、原則1学級30人以上の学級や複式学級で指導を行っている学級及び教育上課題を抱える学校に教員免許を所有する学習支援教員を配置している。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| 教育支援センター（フレンドリーひろば） | 不登校状況にある子どもたちに対して、社会的自立ができるよう支援を行っている。 また、不登校に限らず、悩みをもつお子さんや保護者の方への相談及び支援も行っている。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 子どもの貧困・いじめ・虐待・不登校・特別支援等、学校や家庭での問題に対し、面接や訪問を通じて問題解決を図る。また、必要に応じて関係機関との連携も図る。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 心身共に健康な生活を守る取り組み | |
| 国東市公営進学塾 | 大学進学を目指す国東高校生が通塾できる無料の公営進学塾を開校し、学力向上や目標進路実現のための学習支援を行う。 魅力ある国東高校を発信するため、市内中学生（3年生）を対象に、無料体験会を実施する。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 経済的負担の軽減 | |
| 市内企業等見学補助金 | 商業、工業、農業等の専門的な知識を広げ、将来の進路実現に役立てることを目的に、国東高校生が「市内企業等見学」を行うための貸切バスの利用を補助する。 | 学校教育課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 | |
| 特別支援教育支援員の配置 | 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、幼稚園・学校における日常生活上の介護や学習活動の支援を行う特別支援教育支援員を配置している。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| 相談支援ファイル「かけ橋」 | 発達障がい等による特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の一貫した支援を目的に、医療・福祉・教育に関する記録等をまとめることができる相談支援ファイル「かけ橋」を申請のあった保護者に配付している。 | 学校教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 | |
| 保育施設の利用 | 幼稚園 | 公立の幼稚園が市内に6園ある。完全給食となっている。（入園申込状況により4園が休園している） | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| | 幼稚園使用料負担軽減 | 幼稚園使用料が無料。 | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 経済的負担の軽減 |

| 支援策 | | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|-----------------------------------|-----------------------|---|---------|-----------------------------------|
| 小学校・中学校 | | 市内に公立の小学校が7校、中学校が3校ある。 | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| 義務教育学校 | | 郷土国東に愛着と誇りをもちグローバルな視野に立って、自身の夢や希望を実現するため努力を惜しまない子どもの育成を教育目標とした、9年制義務教育学校「志成学園」を令和2年に開校した。 | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| スクールバス運行事業 | | 一部の小学校（国見・富来・国東・安岐中央）、中学校（国東・安岐）、幼稚園（安岐中央）および義務教育学校では、遠方から通う児童・生徒・園児を対象に送迎バスを運行している。居住地区や通学・通園距離の条件がある。 | 教育総務課 | 経済的負担の軽減 |
| 遠距離通学補助事業 | | 一部の小学校（国見）、全中学校および義務教育学校では、遠方から通う児童・生徒を対象に通学費補助事業（バス定期券・自転車通学・ヘルメット購入）を行っている。居住地区や通学距離等の条件がある。 | 教育総務課 | 経済的負担の軽減 |
| 要保護・準要保護家庭への就学援助 | | 経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・新入学用品費・修学旅行費・学校給食費等の一部を援助する。（収入制限がある） | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 経済的負担の軽減 |
| フッ化物洗口の実施 | | 小・中学校、義務教育学校全学年の希望者にフッ化物洗口を実施している。歯磨き・食生活の見直しと合わせて、むし歯予防に向けての関心を高め、生涯にわたって自分の歯をケアしていく子どもの育成を図る。 | 教育総務課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 財前奨学金支給事業 | | 経済的理由により就学困難と認められる市内に所在する高等学校へ進学する生徒に対し、奨学金を給付する。（学業成績や居住期間等の条件がある。） | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 経済的負担の軽減 |
| 特別支援教育就学奨励費 | | 特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に対し、学用品費・新入学用品費・修学旅行費・学校給食費等の一部を支援する。（所得制限がある） | 教育総務課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 経済的負担の軽減 |
| 会 教 ・ 室 講 ・ 相 話 ・ 談 等 | ブックスタート （乳児健診） | 乳児健診（前期）にボランティアなどによる絵本の読み聞かせをマンツーマンで実施。絵本を開く時間の楽しさを体験してもらい家庭での読み聞かせを推進している。絵本・コットンバッグ・絵本リスト・図書館案内のプレゼントがある。また、赤ちゃん誕生記念に図書館カードを作成、手作りの可愛いカードケースをプレゼントする。 | 市内4図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| 教 室 ・ 相 談 会 ・ 講 話 等 | ブックスタート （1歳6か月健診時） | 1歳6か月健診時にボランティアなどによる絵本の読み聞かせをマンツーマンで実施。絵本を開く時間の楽しさを体験してもらい家庭での読み聞かせを推進している。絵本のプレゼントがある。 | 市内4図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| | 図書館授乳室の完備 | 市内図書館4館に、ゆっくり図書館を利用できるよう授乳室を設置している。また、ベビーカーやおむつ交換用ベッドも用意している。 令和4年度、国見図書館の授乳室をリニューアルした。 | 市内4図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| | 赤ちゃんおはなし会 | くにさき図書館で実施。「絵本の読み聞かせ」や「わらべ歌」「ポディマッサージ」など楽しい集いを行う。 | くにさき図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| | すくすくハート | くにさき図書館で実施。赤ちゃんおはなし会の後、おはなしの部屋を保護者に開放する。（情報交換や悩み相談など） | くにさき図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| 移動図書館事業 | | 将来に渡る読書活動推進のため、継続して図書館が学校へ本を届ける。市内小学生には図書館から希望の本を貸し出し、市内中学生には図書館と学校図書室が連携してリクエスト本を学校へ届ける。 | 市内4図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| 図 書 館 | 育児支援本コーナー | 市内の図書館に育児支援のための本を用意している。 ・国見 96冊 ・くにさき 282冊 ・武蔵 236冊 ・安岐 426冊 ※市内4館の本は、どこでも借りてどこでも返せるサービスをしている。 | 市内4図書館 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |

| 支援策 | | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|-----------------------|-----------|--|-------|---|
| 学校支援事業（小中・義務教育学校対象） | | 学校が求める学習支援等に地域人材を派遣し、学校や教職員の負担軽減と地域教育力の向上を図り、きめ細かな指導を実現する。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 心身共に健康な生活を守る取り組み |
| 家庭教育支援事業（小中・義務教育学校対象） | | 家庭教育に関する講演会や親子参加の体験教室等の企画、家庭に向けた子育てに関する情報提供、学校に対する学習会等への支援を通じ、家庭教育の推進を図る。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| 小学生対象 | 放課後子ども教室 | 月1回、水曜日の放課後、体験学習を通じて異年齢交流や児童間交流を促進し、地域の指導者との世代を超えた交流の中で子どもたちの感性や社会性を育む。 | 社会教育課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| | 学びの教室（水曜） | 月3回、水曜日の放課後、学校教育の補完的な意味合いでの「学びの教室」を実施し、学習習慣の定着や基礎・基本の再確認、地域の指導者との交流の中での礼節等社会性の醸成を図る。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| | 学びの教室（土曜） | 月1回、土曜日の午前中、学校教育の補完的な意味合いでの「学びの教室」を実施し、学習習慣の定着や基礎・基本の再確認、地域の指導者との交流の中での礼節等社会性の醸成を図る。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| | 少年少女発明クラブ | 理科や科学に関心をもつ子どもたちが、楽しみながらモノづくりに挑戦できる場を設けることで、子どもたちの自由で豊かな想像力、発想力の引き出しを図る。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| | 子ども会 | 保護者のニーズに応じた研修会の開催や学習機会の提供等で支援を図る。 | 社会教育課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| | 小学生陸上教室 | 小学校3年生から6年生を対象に、5月から10月の土曜日に開催し、参加児童の健全な心身の育成と相互の親睦を図る。 | 社会教育課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| | 小学生水泳教室 | 夏休み期間中に開催し、参加児童の心身の発達と仲間づくりを図り、水泳の楽しさや水泳競技への関心を高める。 | 社会教育課 | 心身共に健康な生活を守る取り組み （豊かなこころを育む支援） |
| 中学生対象 | 学び塾（水曜） | 毎週水曜日の放課後、地域の指導者の参加を得て、数学、英語等の基礎・基本の再確認を図るために補充的な学習サポートを実施することにより、生徒の学力向上と地域教育力の向上を図る。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |
| | 学び塾（土曜） | 月1回、土曜日の午前中、地域の指導者の参加を得て、数学、英語等の基礎・基本の再確認を図るために補充的な学習サポートを実施することにより、生徒の学力向上と地域教育力の向上を図る。 | 社会教育課 | 誰もが安心して教育を受けられる機会の確保 |

◎生活環境や就労などの支援

| 支援策 | | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|-----------------|---|--|---------------------|----------------------------|
| 防災 | 防災行政無線 | 防災情報等の緊急情報を迅速に伝達するため、各家庭に防災行政無線の戸別受信機、各地区に屋外拡声器を配備している。また、出先等からでも放送内容が確認できる「確認ダイヤル0978-72-5123」がある。 | 総務課 | 必要な情報が得られる体制の整備 |
| | 災害ハザードマップ | 自然災害時の被害低減のため、お住まいの地域の危険箇所や避難所を地図化し、迅速・的確な避難ができるよう各家庭に災害ハザードマップを配布している。市ホームページからも閲覧できる。 | 総務課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 |
| 情報発信 | ケーブルテレビ | 子育てに必要な情報をケーブルテレビの番組や文字放送で紹介。 | 政策企画課 | 必要な情報が得られる体制の整備 |
| | 市報・市ホームページ、SNS等 | 必要な情報を市報や市ホームページ、SNS等で紹介。 | 政策企画課 | 必要な情報が得られる体制の整備 |
| | 高速インターネット | 光回線でのケーブルインターネットが市内全域をカバーしている。 | 政策企画課 | 必要な情報が得られる体制の整備 |
| 移動 | 生活交通路線確保事業 | 通学、通院、買物等に不可欠な民間路線バスの市内主要路線での運行を支援することにより、生活の利便性を高めている。 | 政策企画課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 経済的負担の軽減 |
| | 路線バス利用助成券 | 国東観光バスの回数乗車券（3,500円分／3,000円で販売）を購入された方に、3,000円分の助成券を無料で差し上げる。どなたでも何回でも購入できる。助成券は乗降のどちらかが市内の場合に利用できる。 | 政策企画課 | 経済的負担の軽減 |
| | コミュニティバス | 民間路線バスが運行していない地域で、地域公共交通としてコミュニティバスを20路線運行している。各路線とも週1日の決まった曜日に運行しており、運賃はどなたでも1回100円で乗車できる。（未就学児は無料） | 政策企画課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 経済的負担の軽減 |
| | コミュニティタクシー（乗合タクシー） | 民間路線バスが運行していない地域で、地域公共交通としてコミュニティタクシーを6路線運行。各路線とも週1日の決まった曜日に運行しており、運賃はどなたでも1回100円で乗車できる。（未就学児は無料） | 政策企画課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 経済的負担の軽減 |
| 新規就農相談 | 国東市で新規就農を目指す方に対し、研修・資金・補助金等様々な支援を行っている。 | 農政課 | 経済的負担の軽減 | |
| 就農準備資金事業 | 国の経営開始資金事業に該当しない50歳以上55歳未満の研修生に対して、年間150万円を2回に分けて給付する。給付期間は研修に応じ、最長2年間。 | 農政課 | 経済的負担の軽減 | |
| 乾しいたけ新規就農給付金事業 | 新規就農希望者（50歳以上55歳未満）が椎茸生産の先進農家への研修（知識・技術・経営）に要する経費に対し、75万円（研修期間6カ月／年）を給付します。給付期間は最長2年間です。 | 林業水産課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 | |
| 国東市青年漁業就業給付金 | 県漁業学校等で学んだ新規就業者に対して資金（50万円）を給付する。 | 林業水産課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 | |
| 薪ストーブ設置補助金 | 薪ストーブを設置する方を対象に補助金を支給する。10万円以上の薪ストーブ本体と煙突費用の1/2の補助で40万円が上限。 | 林業水産課 | 経済的負担の軽減 | |
| 薪作り機械導入補助金 | 自宅に薪を使用する施設等があり、新たに薪割機を導入する方を対象に補助金を支給する。薪割機導入費用の1/2の補助で5万円が上限。 | 林業水産課 | 経済的負担の軽減 | |
| 国東産材利用促進支援事業補助金 | 市内における住宅等の増改築及び新築に必要な木材として、市内の製材業者が製造した国東産木材を0.5㎡以上購入する方を対象に購入費の1/2（上限30万円）を補助。※他の制度との重複補助はできません。 | 林業水産課 | 経済的負担の軽減 | |

| 支援策 | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|-------------------------|--|----------|----------------------------|
| 創業相談 | 市内で創業・起業を考えている方に対する相談窓口を設置している。事業計画書の作成や資金調達など、創業時に抱える悩みを解決できるように各創業支援機関と連携して支援する。 | 活力創生課 | 働く環境の整備 |
| 国東市創業支援公募補助金 | 市内で創業・起業を行う際の経費を補助する。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 |
| 若者定着奨学金返還支援事業 | 令和4年4月以降に市内で就職・転職し、奨学金を返済している若者（初回申請時30歳未満の方）に対し、返還した奨学金の2/3（上限20万円/年）を最長10年間・最大200万円まで支援する。（毎年申請） | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| 企業合同就職説明会 | 市内企業の求める人材と求職者とのマッチングを目的とした就職説明会を開催する。 | 活力創生課 | 働く環境の整備 |
| 婚活応援事業 | 年数回の婚活イベントを企画し、独身男女の出会いの場を提供。また、婚活を応援する団員を募集し、見合い等で結婚のお世話をする。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| 空き家バンク登録制度 | 市内外からの希望者に対して「空き家バンク」に登録されている物件の見学案内や所有者との連絡調整等を行う。登録物件を見学するには、利用者登録が必要。 | 活力創生課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 |
| 空き家活用支援事業補助金 | 空き家バンク制度を通じて市外からの移住者と賃貸・売買が成約した場合、家財道具処分費用や引越費用、住宅改修費用の一部を補助する。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金事業 | 国東市内において100万円以上の住宅を新築もしくは建売住宅・中古住宅を購入する方に対して、費用額の1/2を補助する。なお、上限は県外転入者、県内転入者、市内在住者によって異なる。また、申請者が属する世帯の18歳未満の子がいる場合、加算金を支給する。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| 移住シングルペアレント生活応援事業 | 国東市内に定住・移住する単親世帯が、民間または公営の賃貸住宅に入居した場合、(1)家賃(2)引越費用(3)車を所持していない方のレンタカー借上げ費用の一部を補助する。なお、この制度には所得制限がある。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| Uターン支援事業 | 就職等のため市外に居住していた市内出身者などが、定住のため実家を改修する場合、改修費用の一部を助成する。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| 就業ムービング応援補助金事業 | 就業・起業のため市内へ転入する60歳未満の者に対し、引越費用の一部を補助する。※勤務先が市外でも対象となる。他の制度との重複補助はできない。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| 移住応援給付金 | 市外から移住してきた方で、5年以上定住を確約する方を対象に、移住応援給付金を支給する。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 |
| 移住支援金 | ①就職に関する要件（一般の場合）、②就職に関する要件（専門人材の場合）、③テレワークに関する要件、④本事業における関係人口に関する要件、⑤起業に関する要件 ①～⑤の要件を満たす複数世帯に移住支援金を支給する。 | 活力創生課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 |
| 市営住宅 | 企業で働く方や子育て世帯などが定住しやすいよう、低所得者向け、中堅所得者向け、所得制限無しの市営住宅を整備している。 | まちづくり推進課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 経済的負担の軽減 |
| コンビニ納付 | 市税等の納付が、市役所・総合支所窓口、金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）に加えて、全国のコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にすることなく、いつでもできます。PayPay、PayB、LINEpayも利用できる。 | 会計課 | 利便性向上のための取り組み |

| 支援策 | 説明 | 担当課 | 自殺予防につながる視点（間接的含む） |
|-----------------------|---|--------|----------------------------|
| 無戸籍者に対する支援 | 関係課・関係機関と連携し、無戸籍者に対する相談支援体制を構築するとともに、本人・家族への情報提供に努める。 | 市民健康課 | 安心安全な暮らしの支援 |
| 本人通知制度 | 戸籍や住民票の写しを第三者が申請取得した場合に、交付した事実を事前に登録した本人に通知することにより、本人の権利または利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑制を図る。 | 市民健康課 | 安心安全な暮らしの支援 |
| 上水道 | 市内中心部等の11地区において上水道を整備している。 | 上下水道課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 |
| 下水道 | 下水道は市内中心部の4地区、農業集落排水は安岐町朝来地区で整備している。 | 上下水道課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 |
| 浄化槽設置整備事業補助金 | 合併処理浄化槽を下水道整備地区以外に設置される方を対象に補助金を支給する。令和4年度から、単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去と宅内配管についても上乗せ補助がある。ただし予算の範囲内。 | 上下水道課 | 安心・安全な暮らしの環境整備 経済的負担の軽減 |
| 介護人材確保・定着・育成支援事業 | 介護人材の確保・定着・育成を図るため、市内の介護サービス事業所等に就職した方に対し、奨励金を助成する。 ・就職奨励金（10万円） ・新卒者・有資格者就職奨励金（5万円） ・訪問介護員就職奨励金（10万円） ・キャリア形成奨励金（5万円） ・居宅介護支援専門員就業奨励金（10万円） | 高齢者支援課 | 経済的負担の軽減 人材確保の取り組み |
| 行政情報お知らせ便事業 | 自治会・町内会及び区に加入していない高齢者世帯に国東市からの行政情報（市報等の生活していくうえで必要な紙媒体の情報）を配達し、高齢者の方々に必要な医療・保健・福祉・防災などの生活に欠かせない情報を提供する。 | 高齢者支援課 | 必要な情報が得られる体制の整備 |
| 農業後継者育成事業 | 大分県立農業大学校又は大分県畜産研修センターの生徒で卒業後、国東市で農業経営を希望する方に対し在学中、月額1万円を助成する。 | 農政課 | 経済的負担の軽減 |
| 移住就農者拡大対策事業 | こねぎトレーニングファーム・各種ファーマーズスクールにおける短期研修（インターシップ）における講師謝金、研修に係る旅費等について一部を補助。 | 農政課 | 経済的負担の軽減 |
| 国東市農業サポーター人材バンク | 農業サポーター人材バンクに登録することで、人材を募集している農業者において、就職や短時間・短期間勤務、アルバイト、農業体験などができる。 | 農政課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 |
| 国東市ファーマーズスクール（農業研修施設） | 大分県が認定した講師のもと、実践的な栽培技術、農業経営を始めるための必要な知識を習得する。受講料は無料で研修期間は2年間。 開設品目・・・いちご（ベリー）、ミニトマト、肉用牛（牛舎飼・放牧）、七島蘭、キウイフルーツ | 農政課 | 経済的負担の軽減 働く環境の整備 |

IV 評価指標

| | 評価指標 | 現状値(R3) | 目標値(R9) R8年度末の結果で評価 | 担当課 |
|-------------------|--------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 基本 施策 | 地域ふれあいネットワーク会議設置率 | 73.2% | 100% | 高齢者支援課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 |
| | 生活支援サービス体制整備事業実施地区数 (市内公民館圏域数) | 12 地区 (内 6 訪問地区) | 16 地区 | 高齢者支援課 社会福祉協議会 |
| | こころの健康ネットワーク会議開催回数 | 2 回 | 年 2 回 | 福祉課 |
| | ゲートキーパー※養成研修開催回数 | 0 回 | 年 2 回以上 | 福祉課 |
| | 民生・児童委員会に対する自殺に関する研修会 実施回数 | 0 回 | 年 1 回 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| | 自殺対策講演会開催回数 | 0 回 | 年 1 回 | 福祉課 |
| | こころの体温計事業年間システムアクセス数 | 2,765 人 | 3,000 人以上 | 福祉課 |
| | 生活困窮者支援事業相談窓口の周知回数 | 3 回 | 年 2 回以上 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| | 不登校児童生徒数 (1000 人あたり) | 小学校:6.9 人 中学校:23.5 人 | 現状値の減少 をめざすとともに 県平均以下 にする | 学校教育課 |
| | 小・中学校こころの健康づくり研修会実施校数 | 4 校 | 年 4 校以上 | 福祉課 |
| 高校生「こころの健康教室」実施校数 | 1 校 | 年 1 校 | 福祉課 | |
| 重点 施策 | 地域ふれあいネットワーク会議設置率 (※) 基本施策と同じ | 73.2% | 100% | 高齢者支援課 |
| | 生活支援サービス体制整備事業実施地区数 (※) 基本施策と同じ | 12 地区 (内 6 訪問地区) | 16 地区 | 高齢者支援課 社会福祉協議会 |
| | 生活困窮者支援事業相談窓口の周知回数 (※) 基本施策と同じ | 3 回 | 年 2 回以上 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| | 小・中学校こころの健康づくり研修会実施校数 (※) 基本施策と同じ | 4 校 | 年 4 校以上 | 福祉課 |
| | 高校生「こころの健康教室」実施校数 (※) 基本施策と同じ | 1 校 | 年 1 校 | 福祉課 |

※)ゲートキーパー P25 参照

第5章 自殺対策の推進体制

1. 自殺対策の推進体制と進行管理

(1) 自殺対策ネットワーク

(2) 関連機関や団体の役割

(3) 進行管理

1. 自殺対策の推進体制と進行管理

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体でネットワークを構築することで、情報や課題の共有、対策についての検討を行い、協働による計画の推進を行います。

(1) 自殺対策ネットワーク(国東市こころの健康ネットワーク会議)

国東市こころの健康ネットワーク会議は、市内における自殺対策の推進を図るために、医療・保健・福祉、消防・警察等の関係機関で構成され、平成 22 年度から設置されています。

会議では、自殺対策やこころの問題にかかる情報や課題の共有、対策について話し合いを持ちます。

(2) 関係機関や団体の役割

①市の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知や個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証の PDCA サイクルの運営など、全庁をあげて対策の主要な推進役となります。

②教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防のための取組みを進めます。

③職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取組みを進めます。

④関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が必要です。

このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組みを進めます。

⑤市民の役割

市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」「話をよく聞く」「必要な相談先に寄りそいながらつなぐ」ことが大切です。

(3) 進行管理

進捗状況の進行管理については、毎年度「具体的な取組み」の実施状況及び目標達成状況等の把握を行い、それに基づく成果動向等を、関係各課及び関係機関と協議します。また、必要に応じて、こころの健康ネットワーク会議において計画の進捗状況について、審議します。

また、必要に応じ目標達成に向けた課題の整理と取組み内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である令和9年度には、最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次にめざしていくべき方向性を見出し、次期の計画策定にいかします。

資料編

1. 策定委員会設置要綱
2. 策定委員会委員名簿
3. 検討部会委員名簿
4. 策定の経過

1. 策定委員会設置要綱

○国東市自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 8 月 27 日

告示第 72 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第 2 項に基づき、国東市自殺対策計画を策定するため、国東市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の進行管理に関すること。
- (3) その他自殺対策計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者 15 名以内で組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般市民

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(報償)

第 8 条 委員の報償は、出席日当とし、1 回あたり 5,000 円を支給する。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

委員長 富永 六男

副委員長 菅 淳一

| 区分 | 所属名等 | 役職等 | 氏名 |
|---------------|----------------|------|--------|
| 学識経験者 | 国東高校 | 校長 | 小田 雅彦 |
| | 国東市校長会 | 会長 | 渡邊 昌教 |
| 医療・保健・福祉関係者 | 国東市医師会 | 会長 | 菅 淳一 |
| | 臨床心理士 | — | 稗田 真由美 |
| | 社会福祉協議会 | 常務理事 | 厚田 信幸 |
| | 障害者自立支援協議会 | 会長 | 岩井 今朝信 |
| 職域・住民組織団体の代表者 | 区長会 | 会長 | 富永 六男 |
| | 老人クラブ連合会 | 会長 | 畑 克明 |
| | 民生委員児童委員連合会 | 会長 | 清原 正義 |
| | 国東市商工会 | 事務局長 | 橘 義和 |
| | 国東姫島介護支援専門員協議会 | 会長 | 河田 研吉 |
| 行政関係機関の職員 | 東部保健所国東保健部 | 部長 | 宇都宮 仁美 |
| | 医療保健課 | 課長 | 渡邊 康弘 |
| | 高齢者支援課 | 課長 | 田川 幸伸 |
| | 福祉課 | 課長 | 小田 美一 |

3. 検討部会委員名簿

| 所属名 | 役職 | 氏名 |
|----------------|-----|--------|
| 総務課 | 係長 | 宇都宮 昭 |
| 政策企画課 | 係長 | 高木 雄介 |
| 市民健康課 | 係長 | 辻 まり子 |
| 医療保健課 | 保健師 | 吉田 美咲 |
| 人権啓発・部落差別解消推進課 | 係長 | 片山 幹一 |
| 隣保館 | 館長 | 尾立 加寿美 |
| 高齢者支援課 | 係長 | 溝部 一晴 |
| 地域包括支援センター | 主幹 | 河野 千鶴 |
| 活力創生課 | 係長 | 郷司 知義 |
| 学校教育課 | 係長 | 石丸 理佐 |
| 社会教育課 | 係長 | 郷司 康夫 |
| 社会福祉協議会 | 課長 | 矢野 高広 |
| 社会福祉協議会 | 課長 | 徳部 勝吉 |
| 福祉課(子育て支援係) | 係長 | 野澤 正美 |
| 福祉課(生活支援係) | 係長 | 大海 音江 |
| 福祉課(総務係) | 係長 | 林 克彦 |

【事務局】

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 福祉課(障がい者支援係) | 係長 | 都留 啓一 |
| 福祉課(生活支援係) | 主任保健師 | 橋下 友美 |

4. 策定の経過

| 開催日 | 会議等 |
|-------------------------|----------------|
| 令和4年8月25日 | 第1回検討部会 |
| 令和4年9月 | アンケート調査依頼 |
| 令和4年11月30日 | 第1回策定委員会 |
| 令和4年12月26日 | 第2回検討部会 |
| 令和5年2月1日 | 第3回検討部会 |
| 令和5年2月9日 | 第2回策定委員会 |
| 令和5年2月17日～ 令和5年2月28日 | パブリックコメント募集 |
| 令和5年3月10日 | 第3回策定委員会(書面開催) |

国東市民の「生きる」を支える
第 2 期国東市自殺対策計画

令和5年 3 月

発行 国東市 福祉課
〒 873-0503
大分県国東市国東町鶴川 149 番地
電話番号：0978-72-1111（代表）
